



SDGs未来都市
富田林
ACT FOR 2030

富田林市 農業振興ビジョン

人と仕事と環境を育む「農業都市」・富田林
－「農」を楽しく豊かなものに－

令和4年(2022年) 3月

富田林市

はじめに

富田林市は、大阪府内でも有数の緑豊かな自然環境や寺内町の町並みをはじめとする優れた歴史的文化遺産や伝統文化を有する郊外都市として発展してまいりました。また、都市近郊の優位性を生かし、板持地区を中心に茄子や胡瓜の施設栽培による収益性の高い農業経営が行われているほか、東条地区では丘陵地を生かし、ミカンの集団産地を形成しているなど農業が盛んな地域です。



一方、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による生産人口の減少、耕作放棄地の増大など、深刻かつ厳しさを増しており、本市においても喫緊の課題となっています。

こうした農業をめぐる情勢を踏まえ、本市農業の安定的な継続を図るとともに、農業の持つ多様な機能の発揮を通じて市民の豊かな暮らしの提供を目指し、「人と仕事と環境を育む農業都市・富田林」をコンセプトとした中長期的な指針とする「富田林市農業振興ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンを基に、農業者のみなさまはもとより、関係団体並びに行政機関等がしっかりと連携し、本市農業のさらなる発展に取り組んでまいります。

結びに、ビジョンの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「富田林市都市農業振興基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ関係各位に、厚く御礼を申し上げますとともに、本ビジョンの推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年（2022年）3月

富田林市長 吉村 善美

目 次

第1章 富田林市農業振興ビジョンとは

1 ビジョンの目的	1
2 ビジョンの期間	1
3 ビジョンの位置づけ	1

第2章 本市農業の現状と課題

1 本市農業の現状	3
2 本市農業のおもな取組	17
3 農業者の意向	22
4 本市農業を取り巻く状況	24
5 本市農業の課題	27

第3章 本市農業の将来像と戦略

1 本市農業の将来像	29
2 将来像(ビジョン)実現のための6つの柱と8つの戦略	31

第4章 施策体系と取組・数値目標

1 施策体系	32
2 戦略ごとの取組	34
3 数値目標	41

第5章 チャレンジプロジェクト 42

第6章 ビジョンの推進

1 ビジョンの推進体制	44
2 進行管理の仕組み	44

■資料編

資料1 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 設置要綱	45
資料2 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 委員名簿	47
資料3 計画策定の経過	48
資料4 用語解説	49

第1章 富田林市農業振興ビジョンとは

1 ビジョンの目的

○国の都市農業振興基本法及びこれに基づく国及び大阪府の関係計画、農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、本市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な農業振興に資することを目的に、「富田林市農業振興ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定します。

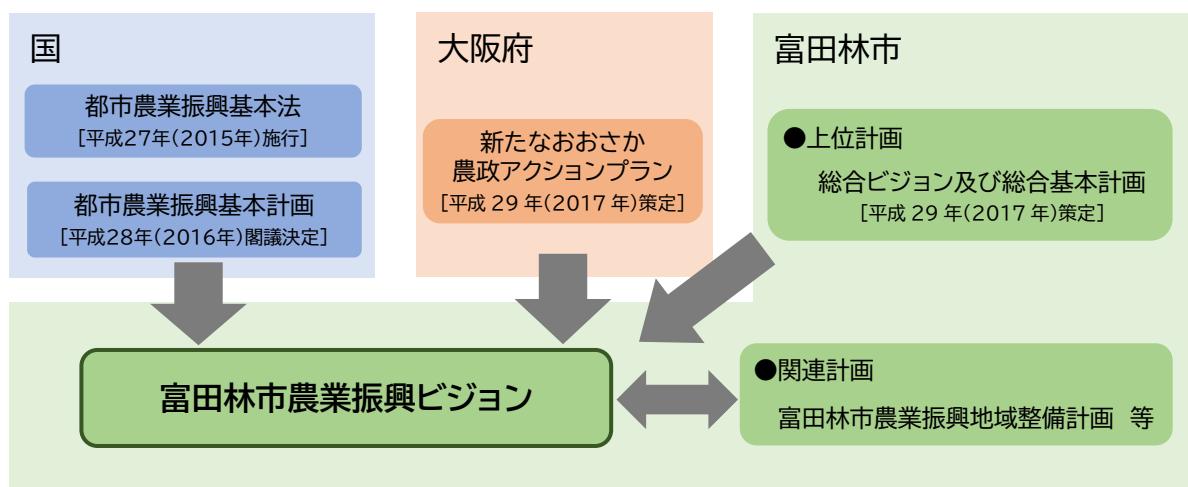
2 ビジョンの期間

○本ビジョンの期間は、令和4年度から令和13年度(2022年度～2031年度)の10年間とします。
○なお、中間年次である令和8年度(2026年度)において中間見直しを行い、ビジョンの進捗状況や社会・経済情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを行います。

3 ビジョンの位置づけ

○本ビジョンは、国の法律や計画、国に基づく府の計画や方針、本市の「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」を上位計画とし、総合計画の分野別計画に位置付けられます。
○また、他の部門の関連行政分野の計画とも整合性を図りながら施策を推進します。
○なお、都市農業振興基本法や国が定めた都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、本ビジョンを都市農業の振興に関する計画(地方計画)に位置付けます。

富田林市農業振興ビジョンの位置づけ



【参考】富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画における施策「農業の活性化」の概要

※総合基本計画の計画期間は平成29年度から令和8年度(2017年度～2026年度)までの10年間

■基本的な方向

6次産業化や農産物特産品のブランド化等による生産価値の向上や、新規就農者・後継者の確保に向けた取組を進めるとともに、商工業や観光との連携による地域の活性化を図り、農業の成長産業化を推進します。

■めざすべき10年後の姿

農産物の特産品がブランドとして、販売される場所や量が増えることで、多くの人が、本市の新鮮・安全で美味しい農産物を味わうことができています。また、農業に携わる人や、新たに農業をはじめたい人への支援が行き届き、農業が地域の産業として維持されています。さらに、農を活かした体験や交流に参加する場があるので、市民にとって農業が身近なものとして感じられるまちとなっています。

■目標実現のための施策

①農産物の生産価値向上

- ・市内農家が進める商工業との連携・協働等による6次産業化に向けた取組を支援するとともに、本市の農産物特産品の付加価値を高めブランド化し、情報発信することで、市内外への流通拡大を図ります。
- ・地元農産物の直売所や朝市、農業祭等での販売や、学校給食への活用など、地産地消の取組を推進します。
- ・農地の遊休化を抑制し、優良農地を保全するため、担い手への農地の集積・集約化など、農地の流動化促進を図ります。
- ・有害鳥獣による農作物被害対策に取り組みます。

②後継者・就農者への支援

- ・新規就農者への知識・技術習得に向けた研修等の情報提供や、経営改善に向けた支援などに取り組むとともに、農業への企業参入や、女性就農者等の活躍も含めた多様な担い手の確保に努めます。
- ・農業の機械化等により、作業の省力化や生産の効率化を図る取組を支援するとともに、農業の知識や技術の継承に努めます。

③農地の多面的機能の活用

- ・農業公園サバーファームや市民農園等において、農を通じた体験・交流の促進を図るなど、農業や農地のさまざまな分野への有効活用に努めます。
- ・学校における農業体験や食育等を通じて、子どもに対して農業の魅力や大切さなどを伝えています。



第2章 本市農業の現状と課題

1 本市農業の現状

(1) 本市の概要

○本市は、大阪府の南東部に位置し、中心部から約20Kmの距離にあります。

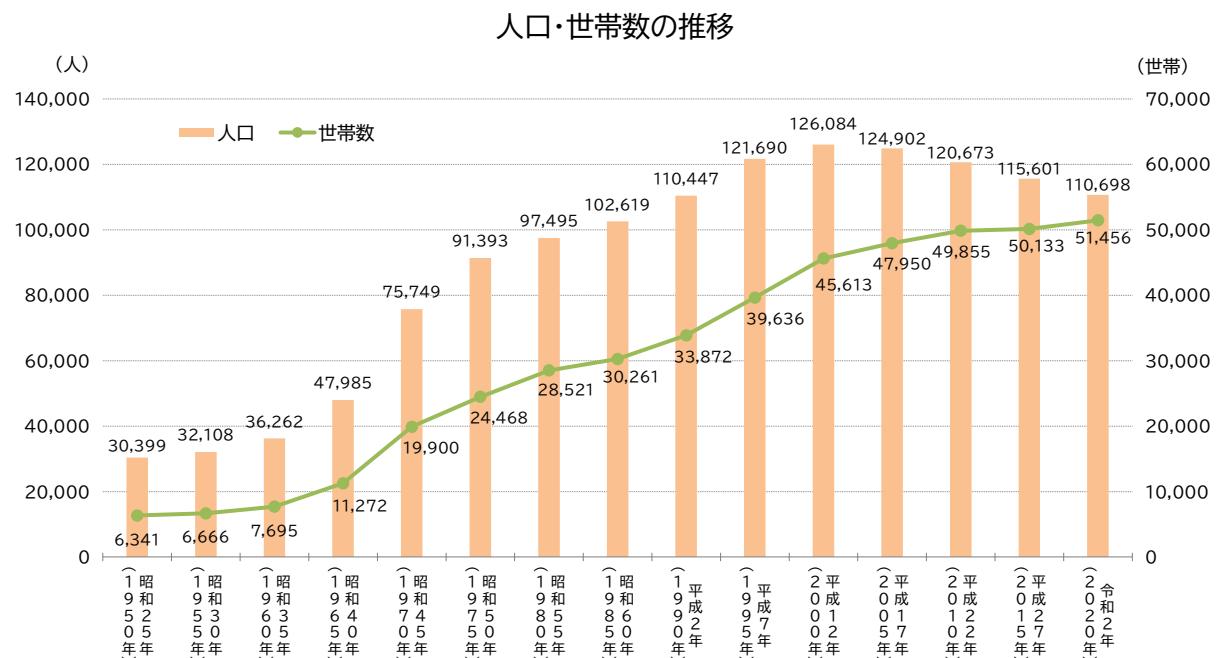
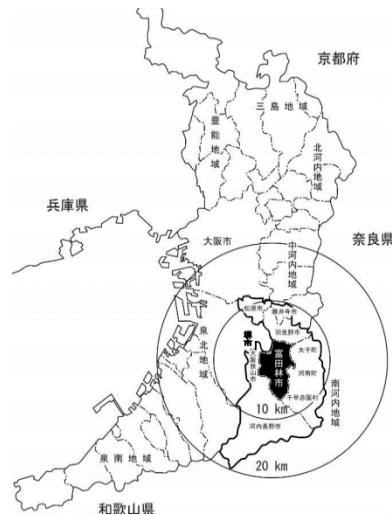
○市域面積は3,972haであり、市街化区域が1,588ha(約40%)、市街化調整区域が2,384ha(約60%)を占めています(平成30年(2018年)4月現在)。

○地勢は、ほぼ市域中央部を南から北に流れる石川によって形成された中央平野部と、金剛山系に連なる南部の山地部、西部の丘陵部で構成されおり、古くから南河内の中心部として商業を中心に栄えてきました。明治29年(1896年)に富田林町となつたあと、昭和25年(1950年)に府内16番目の市として富田林市が誕生しました。

○市制施行当時の人口は30,399人でしたが、都市基盤の整備をはじめとする時代に対応した様々な都市機能の整備に伴って人口が増加し、ピーク時は127,000人となりました。

その後、減少傾向となり、令和2年(2020年)3月31日現在で110,698人となっています。

○本市は、大阪府でも有数の緑豊かな自然環境や寺内町の町並みをはじめとする優れた歴史的文化遺産や伝統文化を有する郊外都市として発展しています。



出典:富田林市統計(3月末の人口の推移)

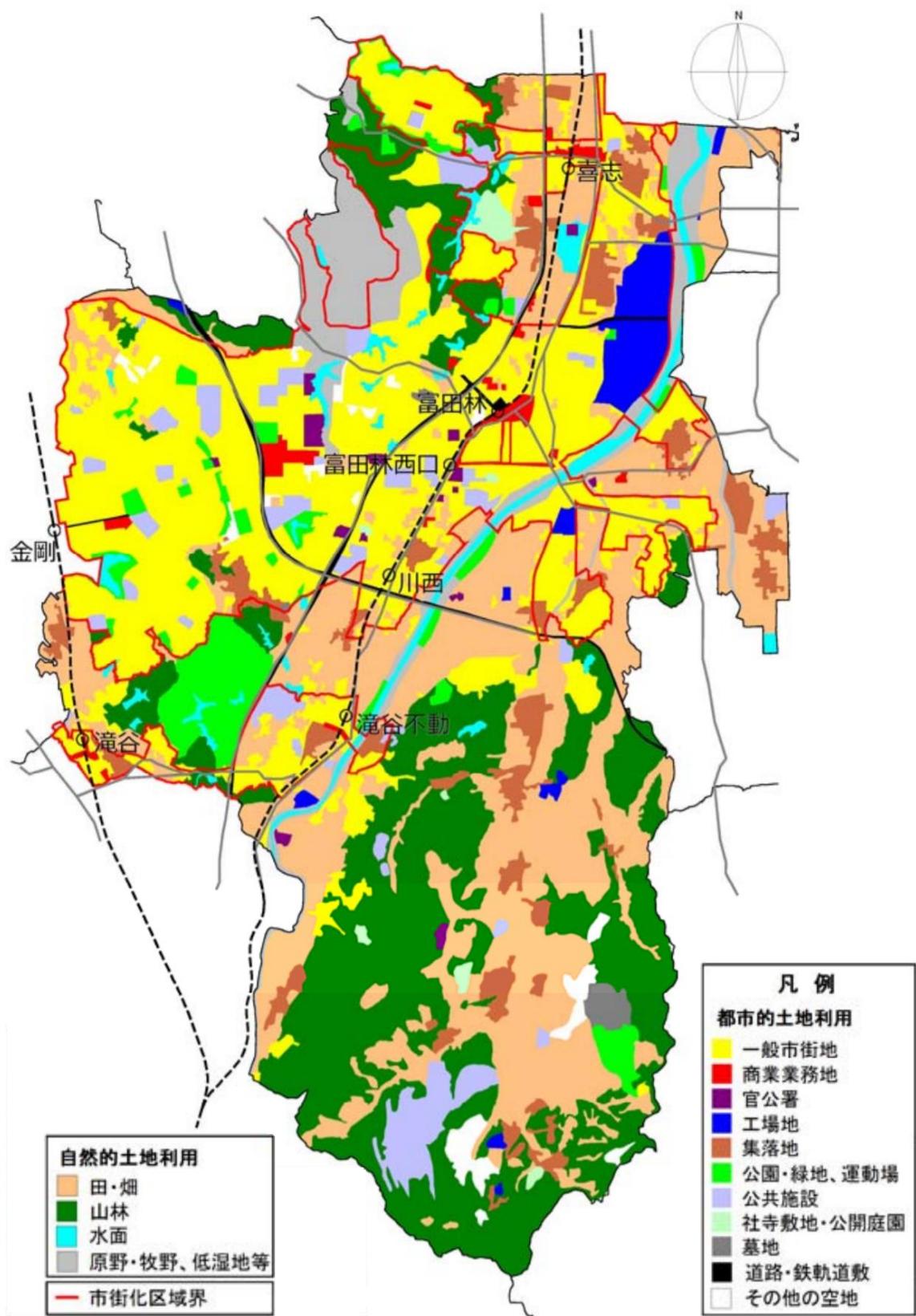


(2)本市の農業の概況

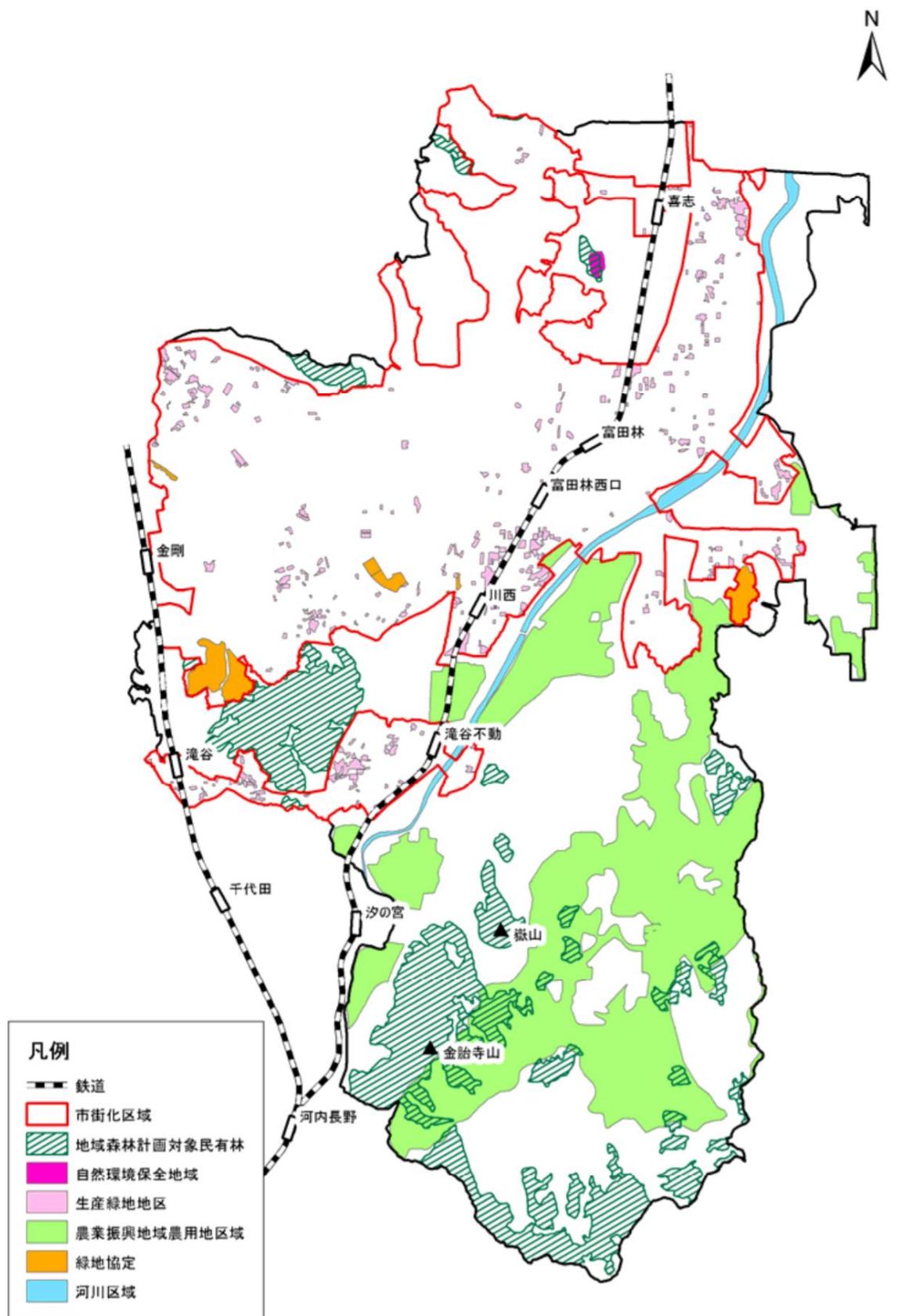
- 令和2年(2020年)の本市の耕地面積は645haで、市域面積3,972haの16.2%にあたります。内訳は、田が491 ha、畠が154 haです。生産緑地の指定状況は、令和2年(2020年)12月現在で267地区、面積54.81haとなっています。
- 本市の農業は、都市立地の優位性を生かし、単位面積当たりの収益性が高い農産物の生産を行っていることが特徴です。
- 代表的な作物としては、板持地区を中心に、ビニールハウスで生産されるナス、キュウリがあります。冬春ナス、その後に作付けされる夏秋キュウリの生産量は、大阪府内で一番の生産量を誇っています。
- また、東条地区では丘陵地を生かし、古くはミカンの集団産地を形成していましたが、輸入が自由化された後は、ナス、キュウリ、イチゴ等の施設野菜栽培、ミカンや野菜の直売、観光農園等により経営の安定を図っており、平成5年(1993年)に開園した富田林市農業公園(サバーファーム)は、「香りと実り、自然とのふれあい」をメインテーマとして、大都市近郊における手軽な農業体験ができる場所となっています。



[参考]土地利用現況図



[参考]緑に関する法指定の区域図



(3)本市農業の動向

- 総農家は1,094戸(販売農家405戸、自給的農家689戸)であり、販売農家は、平成12年(2000年)から約36%、自給的農家は約9%減少しており、販売農家の減少が顕著です。
- 経営耕地面積は246haであり、平成12年(2000年)から約30%減少しています。
種類別にみると、田が183ha、畑が47ha、樹園地が16haであり、平成12年(2000年)比では田は38%減、畑は88%増、樹園地は約55%減となっています。
- 認定農業者は71件、大阪版認定農業者は50件となっています。

本市の農業の現状を示す基本指標

		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	人	126,558	123,837	119,576	113,984	108,768
	[指数]	[100]	[98]	[94]	[90]	[86]
65歳以上の人団	人	17,382	21,757	26,173	30,821	※3
総人口に占める割合	[%]	[13.7%]	[17.6%]	[21.9%]	[27.0%]	-
総世帯数	戸	43,595	44,724	45,526	45,519	45,416
	[指数]	[100]	[103]	[104]	[104]	[104]
総農家	戸	1,388	1,383	1,300	1,202	1,094
	[指数]	[100]	[100]	[94]	[87]	[79]
販売農家	戸	630	552	498	433	405
	[指数]	[100]	[88]	[79]	[69]	[64]
自給的農家	戸	758	831	802	769	689
	[指数]	[100]	[110]	[106]	[101]	[91]
農業経営体	戸		554	500	440	413
	[指数]		[100]	[90]	[79]	[75]
経営耕地面積 ※1	ha	354	308	304	270	246
	[指数]	[100]	[87]	[86]	[76]	[70]
田	ha	293	257	244	214	183
	[指数]	[100]	[88]	[83]	[73]	[62]
畑	ha	25	23	31	32	47
	(指数)	[100]	[92]	[124]	[128]	[188]
樹園地	ha	36	28	29	24	16
	[指数]	[100]	[78]	[81]	[67]	[45]
1戸(1経営体)あたりの 経営耕地面積 ※2	ha	0.56	0.56	0.61	0.61	0.60
	[指数]	[100]	[99]	[108]	[109]	[106]

※1:2000年は販売農家、その他は農業経営体の数値

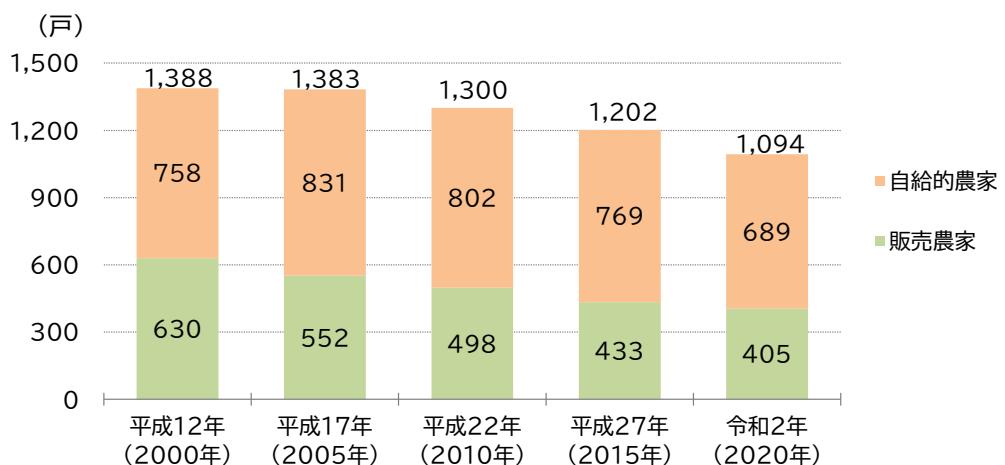
※2:2000年は販売農家1戸あたり、その他は農業経営体1経営体あたりの数値

※3:2021年11月データ公開予定

出典:国勢調査、農林業センサス

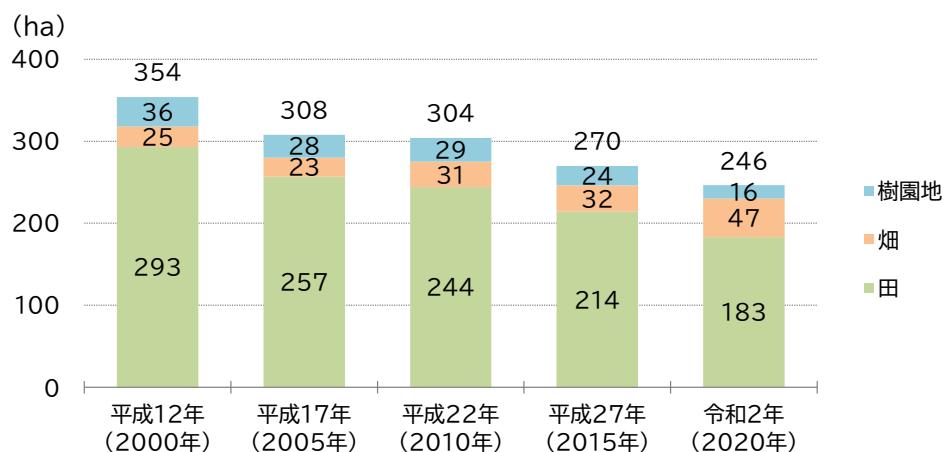


農家戸数の推移



出典:農林業センサス

経営耕地面積の推移



※2000年は販売農家の数値、2005～2020年は農業経営体の数値

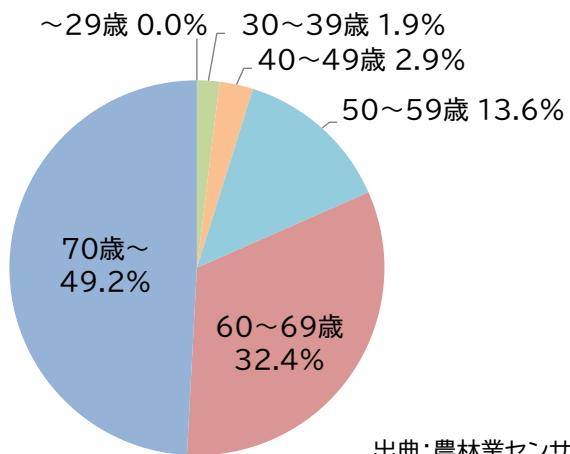
出典:農林業センサス

(4)本市農業の担い手の状況

①年代別の農業経営者数

○農業経営者のうち約半分を70歳以上が占め、60歳以上は約82%となっています。

年代別農業経営者数の割合(令和2年(2020年))



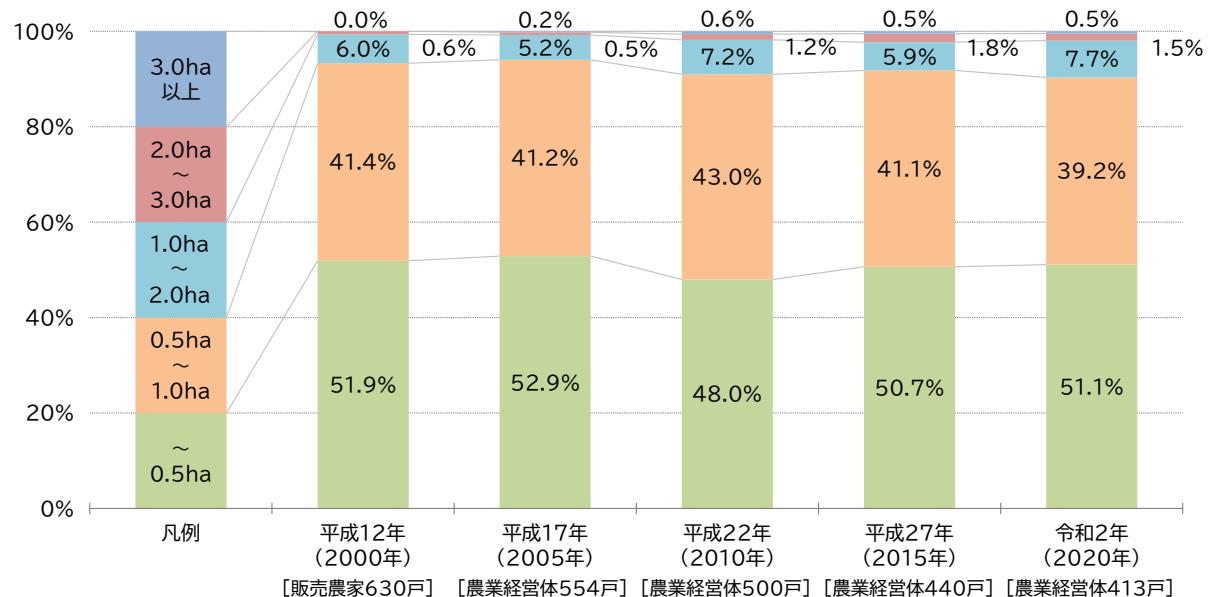
出典:農林業センサス

②経営耕作面積規模別の農家数

○経営耕地面積の規模別の農家数は、0.5ha未満が約51%、0.5～1.0haが約39%となっており、小規模な農家が多くなっています。

○推移をみると、平成12年(2000年)から大きな変化はみられません。

経営耕地面積規模別農家数の割合の推移(令和2年(2020年))



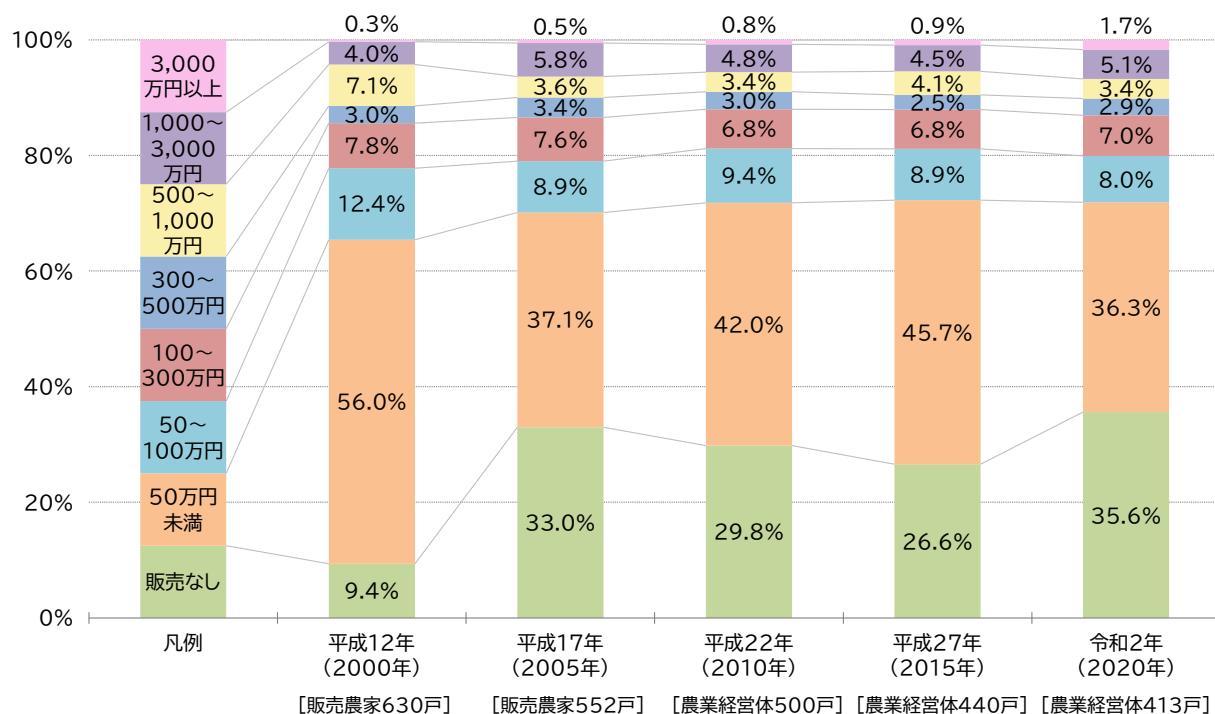
※平成12年(2000年)は販売農家の数値、平成17年～令和2年(2005～2020年)は農業経営体の数値

出典:農林業センサス

③販売金額規模別の農家数

- 販売金額の規模別の農家数は、令和2年(2020年)現在、中核的農家と考えられる500万円以上が約10%(42戸)ありますが、販売なしが約36%(147戸)、それ以外の500万円未満が約54%(224戸)となっており、全体として、経営規模は小規模な農家が多くなっています。
- 推移をみると、平成17年(2005年)以降は大きな変化はみられません。

販売金額規模別農家数の割合の推移(令和2年(2020年))



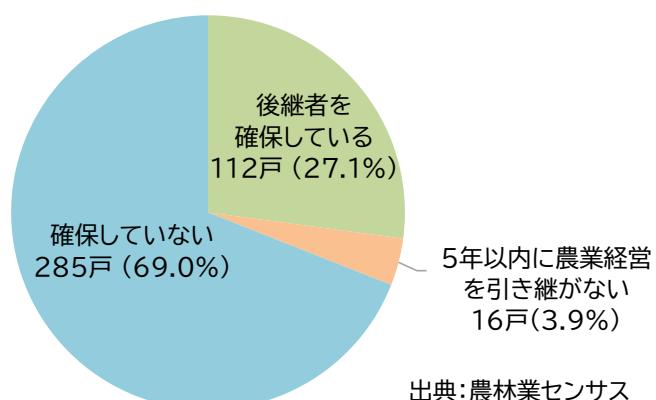
※平成12年(2000年)、平成17年(2005年)は販売農家の数値、平成22年～令和2年(2010～2020年)は農業経営体の数値

出典:農林業センサス

④後継者の有無

- 後継者を確保している農業経営体は約27%であり、確保していない農業経営体は約69%と多くなっています。

後継者の確保状況別経営体数(令和2年(2020年))



(5)本市農業の生産状況等

①販売を目的とした農畜産物の作付け・飼養状況

○経営体数の府内順位をみると、稲(飼料用を除く)は7位、野菜類、いも類は各6位、果樹類は8位などとなっています。

府内における経営体数の順位(稲、野菜類)

稲(飼料用を除く)

野菜類

府内順位	市町村	経営体数	作付面積
1位	能勢町	427戸	28,794a
2位	高槻市	377戸	16,547a
3位	堺市	364戸	16,864a
4位	茨木市	338戸	15,563a
5位	枚方市	270戸	11,762a
6位	泉佐野市	268戸	13,983a
7位	富田林市	213戸	8,090a
8位	貝塚市	167戸	6,899a
9位	泉南市	161戸	6,476a
10位	河南町	151戸	7,456a

府内順位	市町村	経営体数	作付面積
1位	泉佐野市	228戸	x
2位	岸和田市	187戸	6,993a
3位	堺市	185戸	x
4位	貝塚市	166戸	9,678a
5位	能勢町	139戸	3,171a
6位	富田林市	130戸	4,712a
7位	茨木市	117戸	1,620a
8位	泉南市	113戸	5,698a
9位	河南町	94戸	2,180a
10位	和泉市	93戸	x

※秘匿されている数値は「x」と表記。府内順位は経営体数の順位。

[参考]本市におけるその他の種目別の経営体数・作付面積・府内順位

種目	経営体数	作付面積	府内順位
いも類	26戸	97a	6位
豆類	14戸	x	10位
果樹類	48戸	1,708a	8位
花き類・花木	10戸	x	13位

※秘匿されている数値は「x」と表記。府内順位は経営体数の順位。

出典:農林業センサス(2020)



- 具体的な品目別にみると、本市における経営体数の府内順位は、野菜類ではいちご、すいか、やまのいもが1位、きゅうりが2位、なす、さといもが3位となっています。
- また、果樹類では日本なしが2位、うめ、すももが3位となっています。
- また、経営体数と作付面積ともに市内で最も多い品目は、水稻となっています。次いで、経営体数が多い品目は、なす、きゅうり、はくさい、さといも、だいこん、たまねぎ、キャベツなどとなっています。
- 作付面積では、なすときゅうり、温州ミカンが多くなっています。

品目別の経営体数・作付面積・府内順位

品目	経営体数	作付面積	府内順位
稲・麦・雑穀			
水稻(食用)	213戸	8,090a	7位
二条大麦	x	x	-
六条大麦	x	x	-
そば	x	x	-
その他の雑穀	1戸	x	3位
いも類・豆類			
ばれいしょ	23戸	83a	4位
かんしょ	7戸	14a	9位
大豆	8戸	17a	8位
小豆	1戸	x	7位
その他の豆類	6戸	31a	13位
工芸農作物			
こんにゃくいも	x	x	-
野菜類			
だいこん	35戸	128a	7位
にんじん	13戸	27a	9位
さといも	37戸	301a	3位
やまのいも (ながいもなど)	3戸	22a	1位
はくさい	46戸	157a	4位
キャベツ	32戸	94a	9位
ほうれんそう	16戸	54a	13位
レタス	6戸	18a	10位
ねぎ	14戸	43a	14位
たまねぎ	33戸	124a	11位
ブロッコリー	20戸	54a	9位
きゅうり	51戸	1,334a	2位
なす	59戸	1,549a	3位
トマト	25戸	117a	9位
ピーマン	10戸	31a	8位
いちご	13戸	61a	1位
すいか	13戸	33a	1位
その他の野菜	37戸	511a	8位

品目	経営体数	作付面積	府内順位
果樹類			
温州みかん	x	1,006a	-
その他のかんきつ	x	53a	-
ぶどう	1戸	x	15位
日本なし	1戸	x	2位
西洋なし	x	x	-
かき	3戸	6a	11位
くり	3戸	76a	8位
うめ	5戸	38a	3位
すもも	2戸	x	3位
その他の果樹	10戸	152a	6位
花き類・花木			
花き類	8戸	44a	13位
切り花類	6戸		14位
球根類	1戸		10位
鉢もの類	1戸		6位
花壇用苗もの類	1戸		10位
花木	x	x	-
その他の作物 (稻(飼料用)を除く)	2戸	x	16位

品目	経営体数	飼育頭/羽数	府内順位
牛	-	-	-
肉用牛	x	x	-
豚	x	x	-
採卵鶏	3戸	21,000	1位
きのこ	2戸		8位

※調査は行ったが事実のないものは「-」、秘匿されている
数値は「x」と表記

※経営体数が「-」の品目は除外

※作付面積は販売を目的として作付された面積

また、露地と施設に分かれている場合はその合計値

(ただし、秘匿分は除く)

※順位は経営体数の順位(ただし、秘匿分は考慮しない)

※赤の網掛けは府内順位が3位以内のもの

出典:農林業センサス(2020)

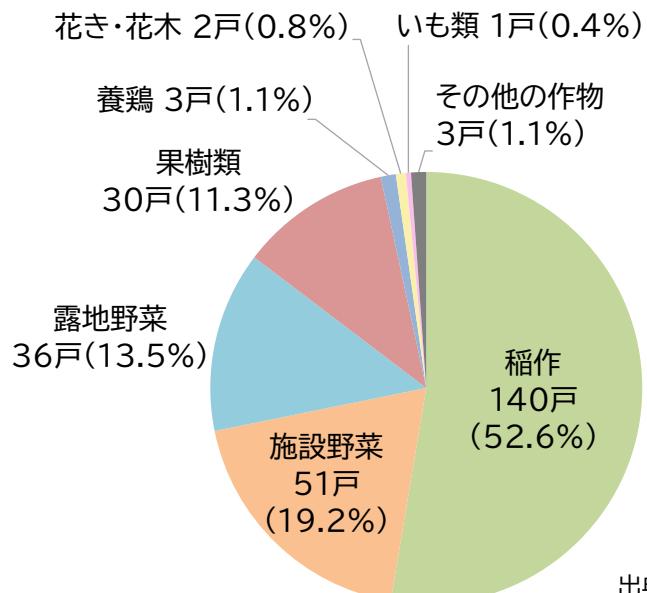


②農業生産物と出荷先

○農産物販売金額1位の部門別経営体数は、最も多い部門から、稻作が約53%、施設野菜が約19%、露地野菜が約14%、果樹類が約11%などと続きます。

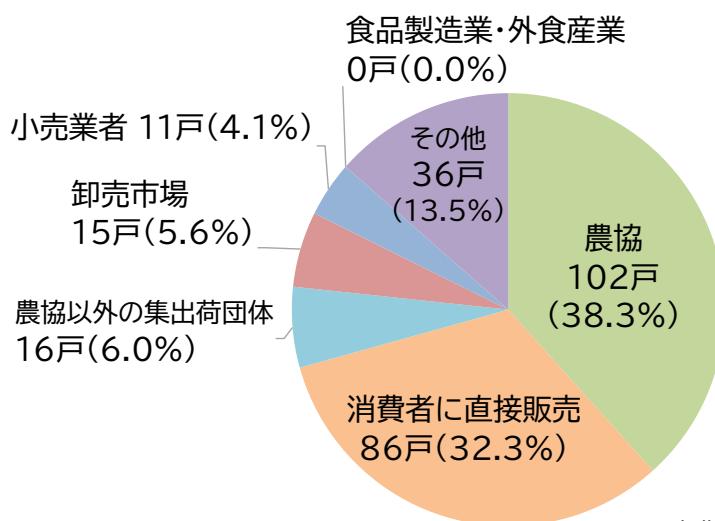
○農産物の売上1位の出荷先別経営体数は、最も多い出荷先から、農協が約38%、消費者への直接販売が約32%、農協以外の集出荷団体、卸売市場がそれぞれ約6%、小売業者が約4%などと続きます。

農産物販売金額1位の部門別経営体数(令和2年(2020年))



出典:農林業センサス

農産物の売上1位の出荷先別経営体数(令和2年(2020年))



出典:農林業センサス



③農業産出額の状況

- 本市の農業産出額は16.8億円となっており、本市の地域経済を支える1つの産業です。
- 内訳では、野菜が10.5億円、米が3.5億円、果実が2億円となっており、野菜が大きなシェアを占めています。

市内の農業産出額

	農業産出額 (推計)		農業産出額 (推計)
耕種計	163千万円	畜産計	5千万円
米	35千万円	肉用牛	-
麦類	-	乳用牛	-
雑穀	-	うち生乳	-
豆類	0千万円	豚	-
いも類	1千万円	鶏	5千万円
野菜	105千万円	うち鶏卵	5千万円
果実	20千万円	うちプロイラー	-
花き	x	その他畜産物	-
工芸農作物	-	加工農産物	-
その他作物	x	合計	168千万円

※「0」は単位に満たないもの(例:0.4千万円→0千万円)、

「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典:市町村別農業産出額(2019)



(6)地区別の農業の状況

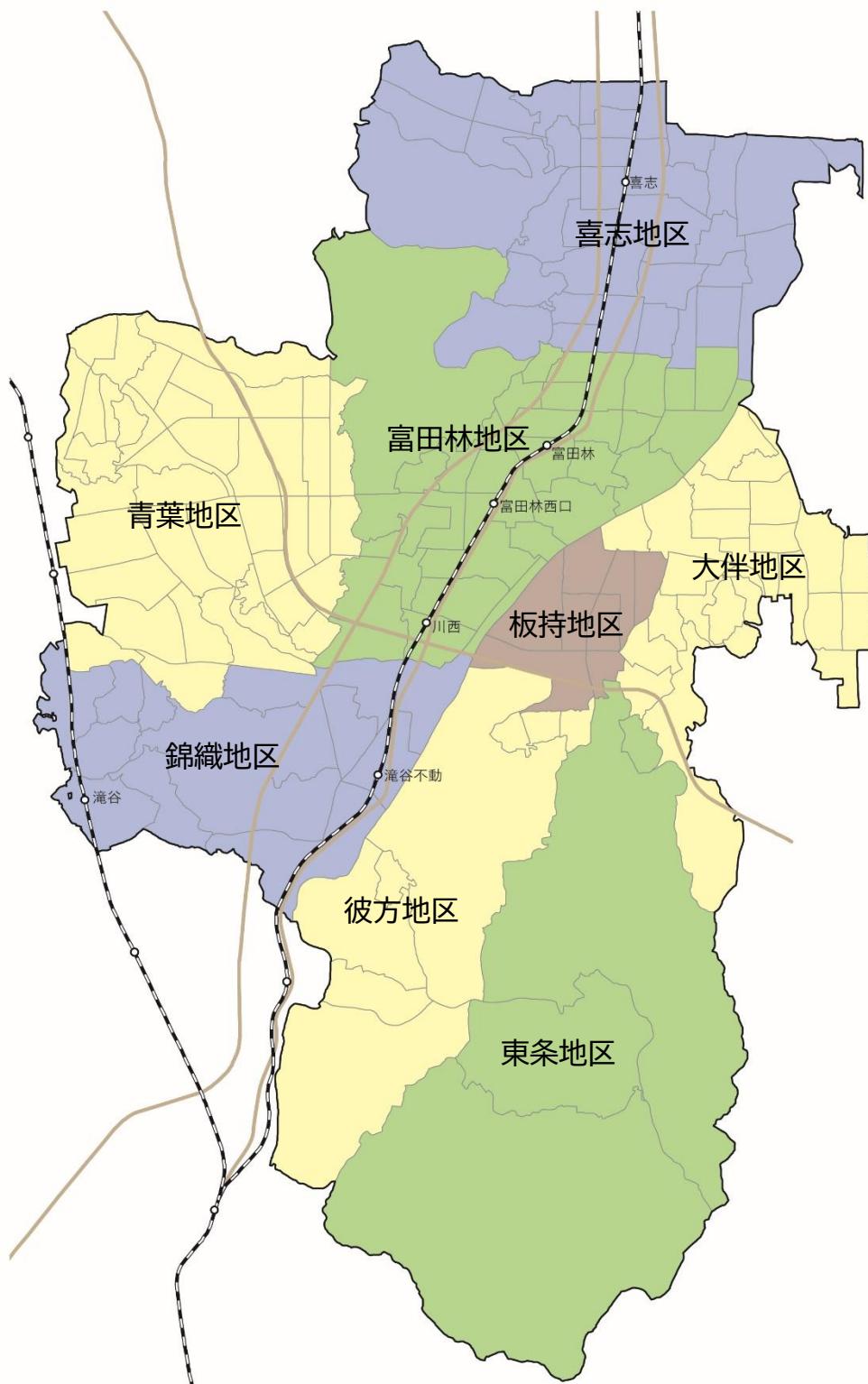
○地域によって置かれている状況が違うことから、本市を7地区に割り、各地区の農業の状況を以下に整理します。

地区	農業者データ			農業の状況・営農環境
	経営 体数	経営耕地 面積(ha)	平均 年齢	
喜志	69	33	63.0	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作が中心であり、露地野菜も多少栽培されています。 ○市街化区域と市街化調整区域が混在しており、生産緑地の割合も多い地区です。 ○農業用水の利用条件としては、主にため池利用となっています。
富田林	7	2	63.8	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作が中心であり、露地野菜も多少栽培されています。 ○営農規模としては、本市で一番小さい地区です。 ○農業用水の利用条件としては、主に河川利用となっています。
青葉	44	22	69.1	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作と露地野菜が中心であり、花卉、果樹も一部栽培されています。 ○地区の大部分が住宅密集地です。 ○農業用水の利用条件としては、主に河川とため池の利用となっています。
錦織	60	27	72.8	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作が中心であり露地野菜も一部栽培されています。 ○地区の北東部は、農業振興地域による農用地指定のエリアです。 ○農業用水の利用条件としては、地区の西側はため池利用であり東側は河川利用となっています。
彼方	50	27	73.4	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作と露地野菜が中心に栽培されています。 ○農業振興地域であり、農用地も多く指定されています。 ○農業用水の利用条件としては、主に河川利用となっています。
大伴 ・板持	103	67	67.8	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、施設野菜、稲作が中心に栽培されており、本市の特産品の産地です。 ○農業振興地域であり、農用地も多く指定されています。 ○農業用水の利用条件としては、主に河川利用となっています。
東条	106	90	66.7	<ul style="list-style-type: none"> ○主な作物としては、稲作、露地野菜が中心に栽培されており、地区南西部の丘陵地を中心に果樹栽培も盛んです。 ○地区全域が農業振興地域であり、地区東部には、ほ場整備された土地改良区があり、耕作条件が整っております。 また、地区としての耕作面積は市内で一番広いです。 ○農業用水の利用条件としては、主に河川利用となっています。
市内 全体	440	270	68.0	

*農林業センサス(2015)。市内合計は四捨五入の関係から各地区的合計値とは一致しない場合がある。



地区の位置図



2 本市農業のおもな取組

(1)生産振興に関する主な取組

①担い手育成の取組～富田林市きらめき農業塾～

○農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題が深刻化している状況を踏まえ、新規就農者を育成する機関として、令和3年(2021年)に「富田林市きらめき農業塾」を設立しました。

○この農業塾は、「富田林市の農業を創造する会」のメンバーが、これまで富田林市で新規就農を目指す方々に対して行ってきた研修指導や就農サポートの経験を活かし、より充実したサポートを行うことができる体制として開校しました。



②アグリパートナー連携協定

○市内農業者と大手飲料メーカーが、大阪府の仲介により、アグリパートナー連携協定を令和3年(2021年)に締結しました(府内初の締結)。

○コロナ禍の影響により副業等に力を入れる企業は、社員が収穫などの農作業を手伝うことにより、農業への理解を深めることができます。

○また、受け入れ側の農業者は、営業や商品企画、労務管理など大企業のノウハウを学ぶ、経営改善につなげることができます。



③中核農家総合支援事業

○認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な資金について、長期低利資金を日本政策金融公庫資金が貸し付ける金利の一部を助成し、農業経営の基盤強化を図っています。

○また、農地流動化対策として、認定農業者等に農地の利用集積を図ることで、農地の有効利用を図るなど、中核となる農業者の経営改善を支援することで、本市農業の活性化を図っています。



(2)地産地消や市民が農にふれあう主な取組

①地産地消の推進

(ア)直売所

○市内産農産物を広く市民に知っていただくため、市のウェブサイトにおいて、直売所(7カ所)の販売日時、販売品目等を掲載し、周知しています。



(イ)農業祭の開催

○「富田林市農業祭」を開催し、市内農産物の紹介や販売、農業相談等を行うことで、市民と生産者がふれあう機会を設け、地産地消を推進しています。



(ウ)学校給食での市内農産物の利用

○令和2年度(2020年度)における学校給食での市内農産物の利用割合(重量ベース)は、小学校が約6%、中学校が約2%であり、近年は同程度の割合で推移しています。
○令和2年度(2020年度)の小学校の学校給食では、合計で7,181kgの市内農産物が使用されています。

小学校の学校給食における市内産農産物の利用実績(令和2年度(2020年度))

品目	利用量	品目	利用量	品目	利用量
玉ねぎ	1,910kg	きゅうり	315kg	さつまいも	100kg
白菜	1,412kg	えびいも	300kg	さといも	90kg
キャベツ	999kg	チンゲン菜	249kg	なす	60kg
にんじん	825kg	小松菜	222kg	水菜	34kg
大根	497kg	じゃがいも	178kg	合計	7,181kg

②市民が農にふれあう主な取組

(ア)貸し農園・市民体験農園

○市内の遊休農地化を防ぐとともに、市民に農業にふれて理解を深めていただくため、市民農園の新規開設等を支援しています。

貸農園	特定農地貸付法方式	16農園	388区画
市民農園	農園利用方式	8農園	338区画

(イ)学校ファーム

○条件が整っている小学校において、実際に田植えや、稲刈りの体験、収穫したお米を食することにより、食育教育を行っています。



○体験学習を通じ、農業に対する理解を深めてもらうとともに、米を中心とした日本型食生活の普及・定着化を図っています。



(3) 農地や農空間の保全に関する主な取組

① 多面的機能支払交付金事業

- 地域資源の基礎的な保全活動(草刈、水路清掃等)とともに、地域資源の質的向上を図る共同活動(軽微な補修や農村環境保全活動)を行う活動組織に対して、その活動費として、対象農用地の面積に応じて交付金を交付し、地域の農空間の維持及び環境保全により、地域資源の適切な保全管理を推進しています。
- 令和3年(2021年)3月現在、市内では4地区が当事業を活用し、地域ぐるみでの活動を実施しています。

多面的機能支払交付金事業の地区の対象農用地面積

地区名	田	畠	合計
東条地区	1,256a	4,486a	5,742a
嬉地区	1,352a	58a	1,410a
喜志地区	1,664a	616a	2,280a
須賀地区	565a	74a	639a

② 人・農地プラン

- 農業が厳しい状況に直面している中、持続的な農業を実現するため、それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を一体的に解決するための「人・農地プラン」の策定を支援しています。
- 令和3年(2021年)3月現在、人・農地プランは6つの集落・地域で策定されています。

人・農地プランの策定状況

集落/地域名	策定年月
喜志・富田林・大伴	平成24年10月
東条	平成24年10月
彼方・西板持	平成24年10月
錦織	平成26年2月
伏見堂・横山	令和元年7月
須賀	令和3年2月



③鳥獣害被害の状況

(ア)鳥獣害被害の状況

○平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)のイノシシ・アライグマの捕獲頭数は、以下の通りです。

鳥獣害被害の状況

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
イノシシ	130頭	160頭	137頭	117頭	147頭
アライグマ	104頭	86頭	115頭	115頭	141頭

(イ)侵入防止柵の設置状況

○電気柵やワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の設置状況は、以下の通りです。

侵入防止柵の設置状況

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
電気柵	20,000m	19,600m	8,570m	9,760m
ワイヤーメッシュ	1,453m	945m	2,025m	1,062m

*市では、電気柵、ワイヤーメッシュ(支柱含む)を設置する実施主体に対して8割を補助しています。

(ウ)わな猟

○狩猟免許保持者数は、令和2年度(2020年度)末において79人となっています。

④大阪工コ農産物認証制度

○本市では、市民ニーズの高い新鮮で安心できる市内産農産物のブランド化を図るため、大阪府と連携して大阪工コ農産物認証制度に基づいた大阪工コ農産物の生産に取り組んでいます。

○お米や温州みかんなどの果樹類の他、野菜では、じゃがいも、たまねぎ、しゅんぎく、こまつな、ほうれんそう、トマトなどが大阪工コ農産物の栽培基準で栽培され、「大阪工コ農産物」として出荷されています。

○本市では、平成17年(2005年)に富田林市工コ農産物推進協議会が発足し、毎年1月と7月に申請を受け付けています。

大阪工コ農産物の認証マークの例



出典:大阪府



⑤環境保全型農業支援事業

○本市では環境に対する負荷を軽減し、安全・安心な農作物を供給することを目的に、物資循環機能を活かし、生産性との調和などに留意したもみ殻堆肥を作る農業団体を支援しています。毎年3月上旬に一般に予約販売を行っています。

(4) 農を活かした観光振興に関する主な取組

○富田林農業公園サバーファームは、東条地区の有する恵まれた自然環境を生かしながら、農地開発事業により造成された農地を有効活用し地域農業の振興と活性化を図るとともに、都市住民の方々に自然を親しむオープンスペースを提供し、自然と農業に対する理解を深めてもらい、四季の花、ハーブなどの香りを楽しみ豊かな生活文化を作るため、平成5年(1993年)に開園しました。

○ぶどう狩り、いちご狩り、野菜の収穫体験、花見やバーベキュー等、農や自然を楽しむことができる観光施設としてにぎわいを生んでいます。



出典：富田林市農業公園サバーファーム



3 農業者の意向(アンケート調査結果)

●農業従事者へのアンケート調査の概要

・実施時期:令和2年(2020年)4月~7月

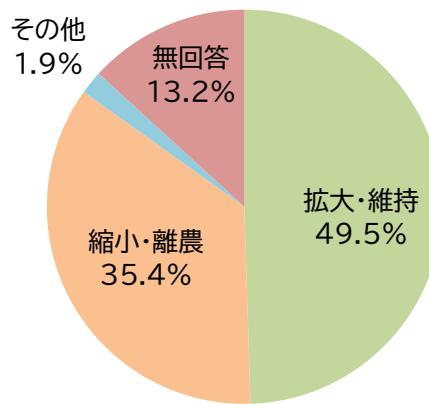
・調査対象:市内農業従事者1,656世帯

・回収数(回収率):792世帯(47.8%) ※有効回答のみ

①経営規模の意向

○経営規模に関する意向は、「拡大・維持」が約50%、「縮小・離農」が約35%と、現状維持以上の意向が半数を占めていますが、縮小意向も少なからずあります。

今後の農業経営に関する意向

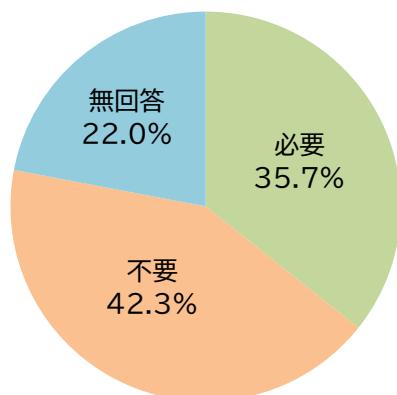


②新たな担い手の受入意向

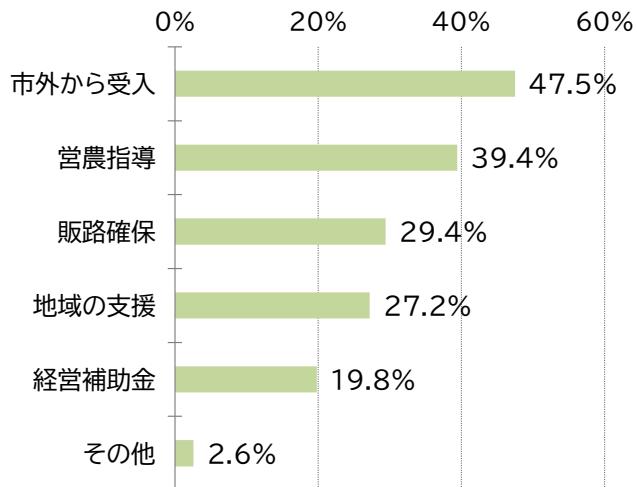
○自身の地区への新たな担い手確保の必要性は、「不要」が「必要」を上回るもの、「必要」とする意向は約36%と少なくありません。

○また、新たな担い手を確保する場合に重要な支援策は、「市外からの受入」が約48%と最多く、次いで、「営農指導」(約39%)、「販路確保」(約29%)、「地域の支援」(約27%)と続きます。

自身の地区への新たな担い手確保の必要性



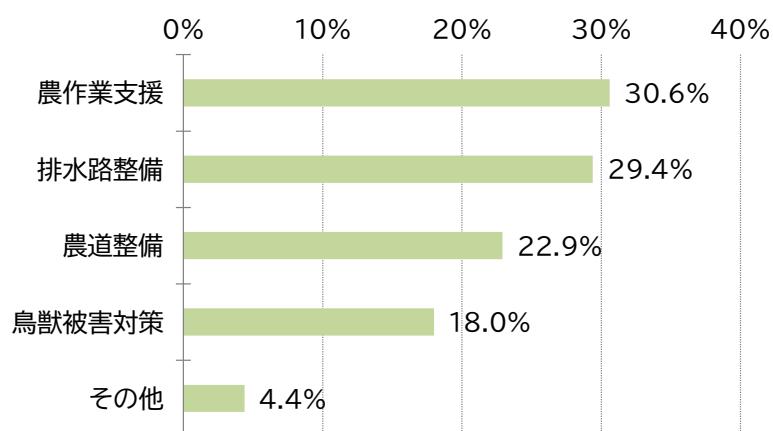
担い手確保に重要な支援策



③農業経営を継続するための重要な施策

○小規模家族経営で農業を継続するために重要な施策は、「農作業支援」が約31%と最も多く、次いで、「排水路整備」(約29%)、「農道整備」(約23%)、「鳥獣被害対策」(約18%)と続いています。

小規模家族経営で農業を継続するために重要な施策



4 本市農業を取り巻く状況

①新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応と暮らしの変化

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、社会経済活動の縮小による事業者の業績悪化、それに伴う雇用や家計の悪化、医療現場のひつ迫、学校の休校措置など、我々を取り巻く経済とくらしの各領域に影響が及んでいます。
- 人の活動が制限される一方で、時差出勤の拡大やテレワークや新しいワークスタイル、オンラインサービスの普及など、ライフスタイルの変化も見られ、感染拡大の防止や事業継続・雇用維持に向けた対策とともに、「新たな日常」に対応した、社会的な環境の整備や、暮らしのスタイルの確立などが求められています。

②少子高齢化・人口減少社会(消費量の低下等)

- 日本の総人口は、平成20年(2008年)の1億2,800万人をピークに減少を続けており、令和35年(2053年)には1億人を下回ると予測されています。それに伴い、農業従事者の減少、少子高齢化や農産物消費量の減少が起こり、生産と消費の両面で規模が縮小することが考えられます。
- 平成29年(2017年)3月に策定された富田林市総合ビジョンでは、将来人口推計として、令和8年(2026年)の総人口は103,745人と推計されており、平成28年(2016年)からの10年間において約1万人減少することが見込まれています。

③温暖化等の気候変動による農作物への影響

- 地球温暖化の影響により、農作物の生産に悪影響が起こっていると考えられています。具体的には、高温障害による白未熟粒の発生や、トビイロウンカの発生による米の収量減少などが近年起こっており、農業者の不利益につながっています。低炭素社会の早期実現や、気候変動に適応した品種の開発などが求められます。

④SDGsと持続可能な社会への関心の高まり

- 平成27年(2015年)には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、世界的にますます「持続可能性」は重要視されるようになりました。日本でも「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されました。
- 本市においても、「誰一人として取り残さない」とするSDGsの理念を市政に取り入れ、令和2年(2020年)7月には、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方について、内閣府より選定されています。



⑤デジタルテクノロジーの進展

- AI、IoT(Internet of Things)、ビッグデータ等のデジタルテクノロジーの社会への浸透が進み、経済・社会のデータのデジタル化が進展しています。今後、超高速・多数接続・超低遅延といった特徴を持つ第5世代移動通信システム(5G)の普及等により、経済・社会のデジタル化が更に急速に進展していくとされています。



○農業分野でも「スマート農業」として、ロボットやAI、IoTなどの技術を活用した取組が進みつつあります。また、令和3年(2021年)3月に策定された「第4次食育推進基本計画」においても「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が重点事項として位置付けられています。

○デジタル技術とデータの活用を進め、消費者ニーズに的確に応えるために、従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するだけではなく、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革(デジタルトランスフォーメーション(DX))を実現することが求められています。

⑥食の安全・安心、健康等への関心の高まり

○農薬や化学肥料、遺伝子組み換えなど、消費者の食の安全・安心に対する関心がより高まっており、安全で安心して食べられる新鮮な農産物への購買行動が見られるようになっています。

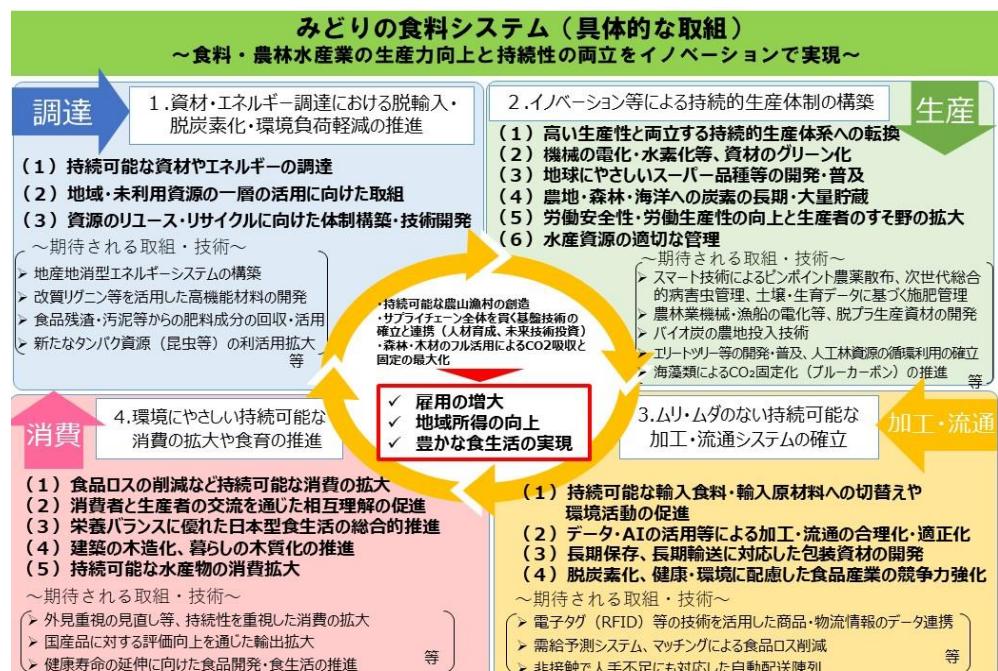
○そうした点から、地場産農産物の購入や、農産物の栽培などを通じて食の関心・理解を高める農業体験などの機会への注目が高まっています。

⑦国の農政の動向

○農林水産省では令和2年(2020年)3月に、農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本方針としています。

○令和3年(2021年)5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。令和32年(2050年)までに目指す姿として、化学農薬の使用量の50%低減、有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大などすることなどを目標に下図のようなさまざまな取組等が位置付けられています。

[参考]みどりの食料システム戦略



出典:農林水産省

⑧都市農業に関する動向

○平成27年(2015年)4月に、「都市農業振興基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく、「都市農業振興基本計画」が策定されました。これまで「いざれ宅地化すべきもの」と位置づけられてきた都市農地は、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農業の継続によって、新鮮で安全な農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業への理解の醸成など、多様な機能の発揮が求められています。

[参考]都市農業の多様な機能



出典:農林水産省

○上記を受けて、生産緑地法の一部改正(平成29年(2017年)5月)、都市農地貸借法(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)の制定(平成30年(2018年)9月)など、法律や制度の改正が行われています。

*生産緑地法の一部改正により、面積要件を引き下げるここと、農産物の加工施設、直売所並びに農家レストランを生産緑地内に設置することが可能となりました。また、都市計画運用方針においても、都市農地を保全するため、生産緑地の追加指定の促進や、一団の農地の考え方方が示されています。なお、本市においては、条例を定めることにより、面積要件を引き下げています。

*都市農地貸借法(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)の制定により、都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けると、その賃貸借契約は農地法による法定更新の例外となり、契約期間の終了後に生産緑地は所有者に返還されます。そのため、生産緑地を安心して貸し借りができるとともに、都市農業の多様な機能に対応した幅広い取組が期待されています。



5 本市農業の課題

(1)本市農業の現状のまとめ

1~4を踏まえると、本市農業の現状のまとめは以下のとおりです。

内部要因		
プラス要因	強 み	弱 み(問題点)
	機会(良い動向)	脅威(良くない動向)
		マイナス要因



(2)本市農業の課題

本市農業の現状のまとめを踏まえると、本市農業の課題は以下のとおりです。

①農産物の生産価値向上が必要

- ・都市近郊農業を活かした農産物のブランド化と販売促進
- ・農業経営力の強化
- ・農商工連携と6次産業化の推進
- ・直売所や学校給食など地産地消による地域経済循環の促進
- ・農地の流動化の促進
- ・鳥獣被害への対応

②後継者・就農者への支援が必要

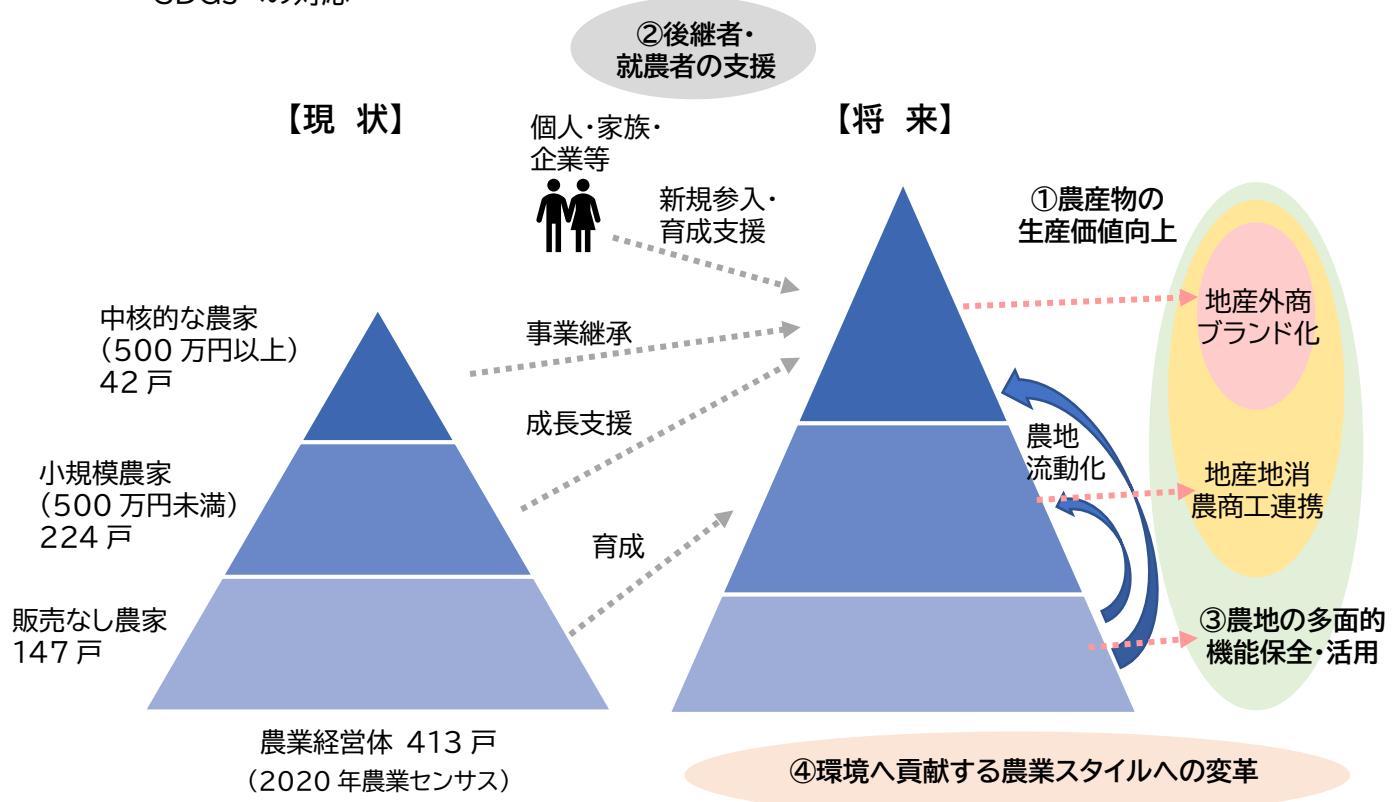
- ・中心的な担い手の確保・育成
- ・新規就農者をはじめとする多様な担い手の確保・育成
- ・農地の貸し手と借り手とのマッチングや事業継承の促進

③農地の多面的機能の活用が必要

- ・農業公園(サバーファーム)などの農を活かした観光資源の活用
- ・子どもの農業体験や食育の推進

④環境へ貢献する農業スタイルへの変革が必要

- ・環境負荷軽減型の農業の推進
- ・SDGsへの対応



第3章 本市農業の将来像と戦略

1 本市農業の将来像

本市農業の課題に対応し、農業を取り巻く新しい動向などを踏まえ、10年後の本市農業の将来像を以下のように設定します。

本市農業に関わる問題点はいろいろありますが、「農」という営みは本来的に貴重なものであり、それを楽しく、豊かなものにすることによって、人と仕事と環境を育てていく「農業都市」をめざそうという思いを込めています。さらに、その実現に向けて、生産者と消費者など富田林農業に関係する人びとの信頼関係づくりとしての「ブランド化」が以下の6つの柱のもとに展開されています。

本市農業の将来像（ビジョン）

人と仕事と環境を育む「農業都市」・富田林 －「農」を楽しく豊かなものに－

価 値

技術革新や経営改革、ブランド化等により、都市農業としての本市農業がより一層高付加価値化され、儲かる農業が持続的に展開されています。

人 材

農業がやりがいと収入、労働環境が良くなり、あこがれの仕事となっており、後継者への事業継承、新規就農、企業の農業参入などが絶えません。

農 地

農業に意欲的な人材へ農地が集積され、農地が有効利用されています。必要な基盤や施設整備、防災対策が行われ快適な農空間となっています。

健 康

市民や市内小売店、飲食店、学校給食等での地産地消が進むとともに、市民農園などの活動も活発化し、市民や子ども、企業従業員等の健康づくりに役立つとともに、地域経済への効果も見られます。

環 境

農地や農空間が適切かつ有効に利用されることにより、多面的機能が維持発揮され地域環境保全に役立っています。さらに、有機農業など自然に配慮し、脱炭素に資する農法が普及しています。

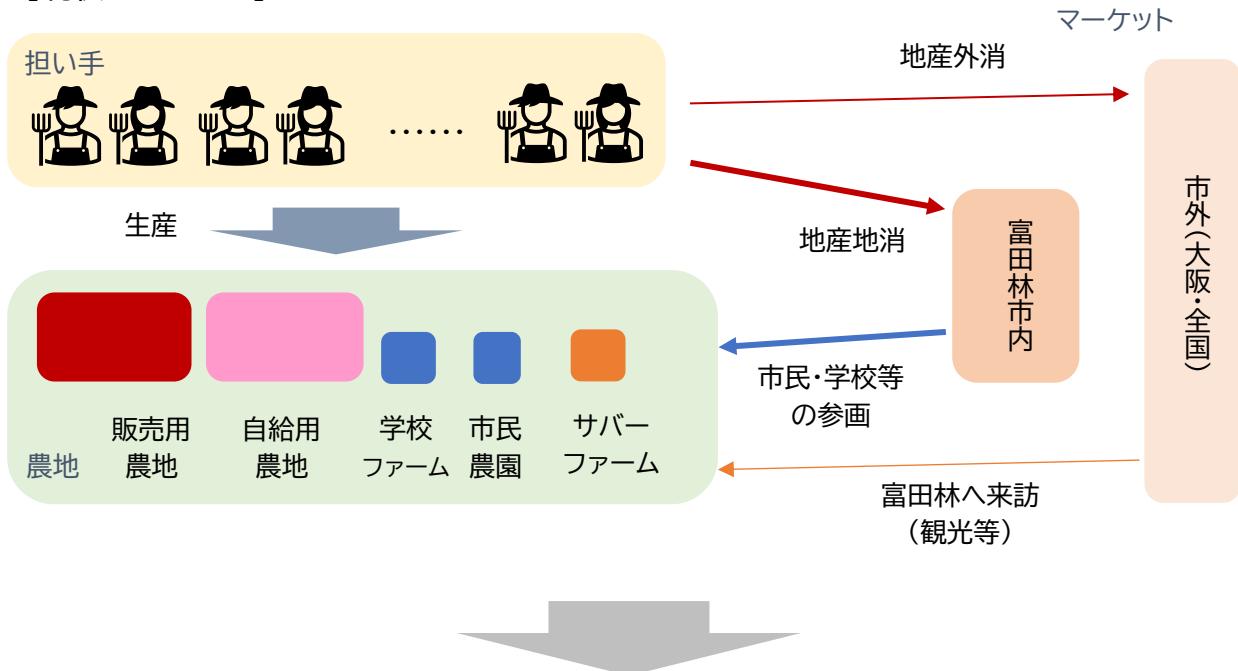
觀 光

富田林市農業公園サバーファームが、広域的な農業観光拠点として再活性され、多くのファンが年に何度も訪れ、農的ライフスタイルを楽しんでいます。また市内観光資源と連携し、集客効果も出ています。

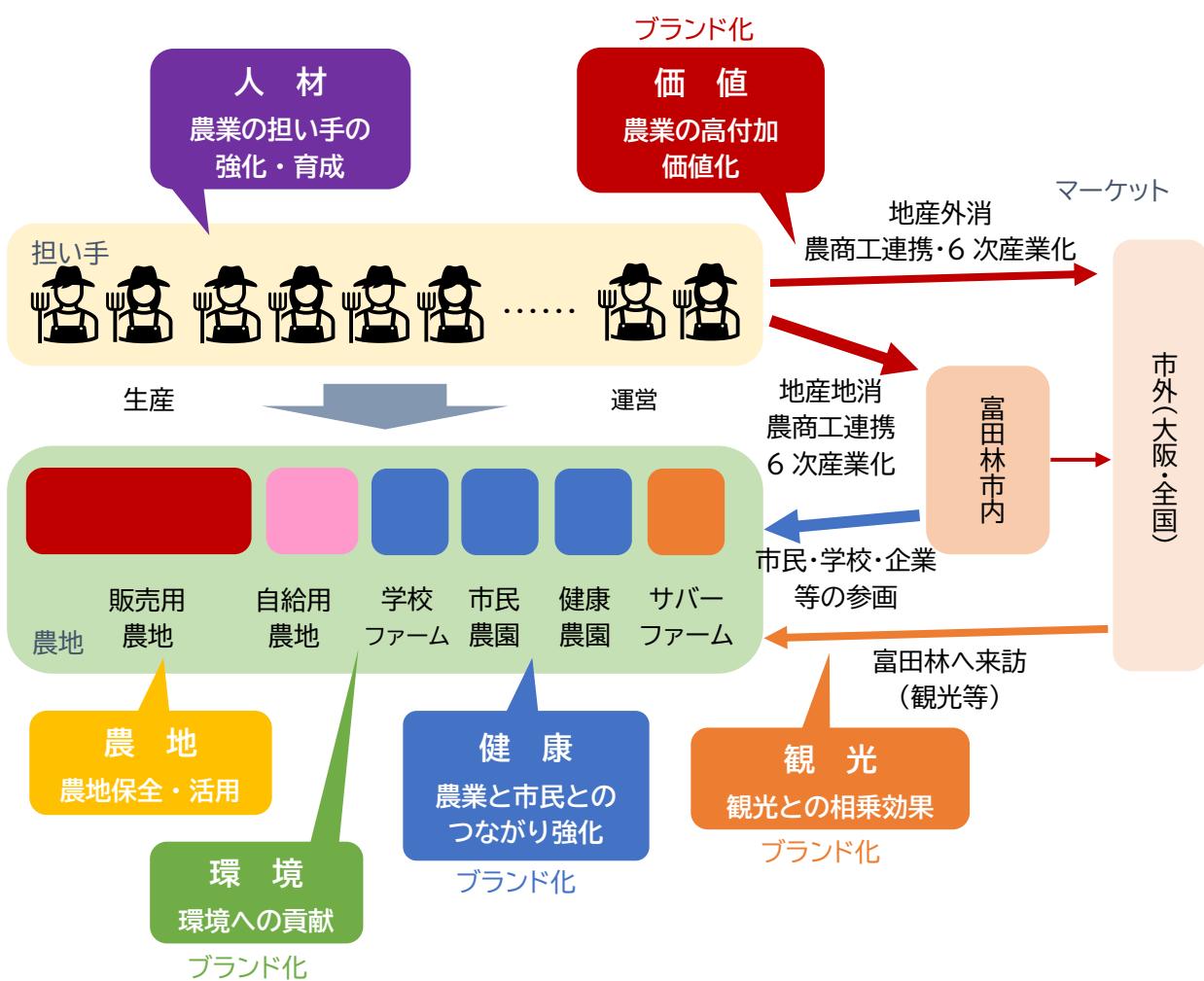


本市農業の将来像(ビジョン)のイメージ

【現状のイメージ】



【将来のイメージ】



2 将来像(ビジョン)実現のための6つの柱と8つの戦略

将来像を実現するために、将来像の6つの柱に対応し、以下のように8つの戦略を設定します。

<6つの柱>

価 値
農業の高付加
価値化

人 材
農業の担い手の
強化・育成

農 地
農地保全・活用

健 康
農業と市民との
つながり強化

環 境
環境への貢献

觀 光
観光との
相乗効果

<8つの戦略>

**1. 儲かる富田林農業
の成長促進**

**2. 富田林農業を支える
新たな多様な担い手の参入・活躍
の推進**

**3. 農地の保全と活用
推進**

**4. 市民の健康を支え、
地域産業を育てる
「地産地消」の推進**

**5. 市民と農とのつな
がりの推進**

**6. 地球を守る農空間
の持続的保全**

**7. 富田林農業におけ
る「みどりの食料シ
ステム」の推進**

**8. 富田林の農業を活
用した觀光活性化
拠点の育成**

農業の高付加価値化を進め、儲かり、持続できる産業となるようにその成長を支援します。

現状では高齢化や減少が問題となっている担い手について、富田林農業の将来を支える人材の確保、強化、育成を図ります。

農業の重要な経営資源である農地について、利用集積等を中心として、その保全と活用を推進します。

富田林農業による農産物の市内流通を高めることにより、市民の健康を支え、地域産業を育てる「地産地消」を推進します。

市民の健康や楽しみを高め、子どもたちの食育や、企業の健康経営に資する体験農業等の農とつながる取組を進めます。

多面的機能を有する農空間の維持発揮を行うことにより、地域環境保全やひいては地球環境の保全に貢献します。

脱炭素など地球的課題に地域で貢献するために、富田林版の「みどりの食料システム」を推進します。

富田林市農業公園サバーファームを、農業を活かした全市的な觀光活性化拠点として育成します。



第4章 施策体系と取組・数値目標

1 施策体系

8つの戦略ごとに方針と取組を整理した施策体系は以下のとおりです。

将来像の柱	戦略	方針	取組
価値	1. 儲かる富田林農業の成長促進	1) 農業経営力の維持・強化 2) 農業技術・設備等の支援 3) マーケット重視の川下戦略の支援	①認定農業者の育成・確保 ②健全で効率的な経営の支援 ③農業共済への加入支援 ①専門家による技術的支援 ②新技術等の導入支援 ③農業用設備の整備支援 ①市内産農産物の発信 ②6次産業化の支援 ③マーケティング力の強化・支援
	2. 富田林農業を支える新たな多様な担い手の参入・活躍の推進	1) 後継者の育成と事業継承の支援 2) 新規就農者の育成支援 3) 企業・団体等の参入支援 4) 援農ボランティアの確保・育成	①後継者向けの研修・相談等の支援 ②新規就農者等への事業継承の支援 ①新規就農に関する相談・支援 ②きらめき農業塾の開催支援 ③新規就農者・農家後継者の定着化 ①企業参入の支援 ②農福連携の支援 ③企業の副業等による参入等の支援 ①援農ボランティアの確保・育成
	3. 農地の保全と活用推進	1) 農空間の適正な保全と活用 2) 農地の有効活用の支援	①農業用施設・基盤整備の支援 ②ため池の防災・減災の推進 ③人・農地プランの策定・推進 ④遊休農地の未然防止及び解消の支援 ⑤農空間づくりプラン策定・推進の支援 ①農地の利用集積の促進 ②農地の有効活用のマッチング支援
人材	4. 農業機械化の推進	1) 農業機械化の推進 2) 農業機械化の支援	①農業機械化の推進 ②農業機械化の支援
	5. 農業の持続可能な発展	1) 農業の持続可能な発展 2) 農業の持続可能な発展	①農業の持続可能な発展 ②農業の持続可能な発展
	6. 農業の国際化	1) 農業の国際化 2) 農業の国際化	①農業の国際化 ②農業の国際化
	7. 農業の多様化	1) 農業の多様化 2) 農業の多様化	①農業の多様化 ②農業の多様化
農地	8. 農地の適正な保全と活用	1) 農地の適正な保全と活用 2) 農地の適正な保全と活用	①農地の適正な保全と活用 ②農地の適正な保全と活用
	9. 農地の有効活用	1) 農地の有効活用 2) 農地の有効活用	①農地の有効活用 ②農地の有効活用



将来像の柱	戦略	方針	取組
健康	4. 市民の健康を支え、地域産業を育てる「地産地消」の推進	1)市民が市内産農産物を購入できる機会の充実 2)学校給食等での地産地消の推進 3)市内事業者との連携による地産地消の推進	①販売拠点の拡充 ②マルシェ等の販売機会の拡充 ①学校給食での市内産農産物の利用推進 ②福祉施設等での市内産農産物の利用促進 ①飲食店等での地産地消の促進 ②農商工連携による事業創出の支援
	5. 市民と農とのつながりの推進	1)市民が農に親しみ健康になる機会の充実 2)食育の推進 3)学校等と連携した取組の推進 4)企業等の健康経営に資する農の活用促進 5)富田林農業に関する情報の発信と共有	①サーファームの活用・充実化 ②民間による市民農園等の開設・運営の促進 ③観光農園等への利用促進 ①食育に関わる啓発等の推進 ①「学校ファーム」の導入・活用推進 ①(仮称)健康経営農園の設置促進 ①本市農業の現状と魅力の情報発信 ②市民等との共有とつながりづくり
環境	6. 地球を守る農空間の持続的保全	1)多面的機能の維持発揮 2)鳥獣害への対応 3)生産緑地の適正な保全と活用	①農空間の多面的機能維持発揮の支援 ②環境負荷低減農地の維持・拡充 ③防災協力農地登録制度の推進 ①鳥獣害対策の支援 ①生産緑地の維持・保全 ②生産緑地の活用促進
	7. 富田林農業における「みどりの食料システム」の推進	1)環境を重視した持続可能な農業の推進	①大阪府工コ農産物認証制度の普及 ②有機農業等の普及 ③地域に適した品目・品種の研究・推進 ④脱炭素に資する農業機械・設備等の導入検討
観光	8. 富田林の農業を活用した観光活性化拠点の育成	1)サーファームの観光拠点としての再活性化	①広域農觀光拠点としての再活性化 ②市内の魅力資源との連携推進 ③市内農業等との連携による産業活性化



2 戦略ごとの取組

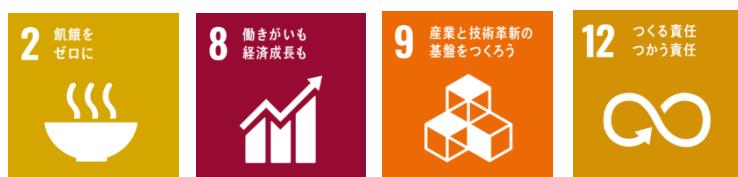
8つの戦略ごとの取組は以下のとおりです。なお、農業分野においてもSDGsへの貢献を進めていく必要があることから、8つの戦略ごとに、主に対応する「世界を変えるための17の目標」について示します。

価値(農業の高付加価値化)

1. 儲かる富田林農業の成長促進

方針	取組	概要
1) 農業経営力の維持・強化		
①認定農業者制度の周知及び拡充を図ります。 ②衛生的な労働環境、無理のない効率的な農業経営を進めるために、農業団体など担い手どうしの情報交換、研修会等を支援します。 ③自然災害や天候不順などによる、損失を補てんし、農業経営の安定化のため、大阪府農業共済組合への加入を促進します。	①認定農業者制度の周知及び拡充を図ります。	認定農業者制度(大阪版認定農業者含む)の周知及び拡充を図ります。
	②健全で効率的な経営の支援	衛生的な労働環境、無理のない効率的な農業経営を進めるために、農業団体など担い手どうしの情報交換、研修会等を支援します。
	③農業共済への加入支援	自然災害や天候不順などによる、損失を補てんし、農業経営の安定化のため、大阪府農業共済組合への加入を促進します。
2) 農業技術・設備等の支援		
①大阪府やJAと連携した栽培技術習得の機会や、農業団体の農業先進地への視察等の支援を行います。 ②スマート農業など革新的な機械や技術の周知や、導入支援について、研修会、視察等を開催します。 ③認定農業者等の経営基盤を強化するため、農業機械や共同施設の整備に関する事業メニュー等を紹介するなど支援を行います。	①専門家による技術的支援	大阪府やJAと連携した栽培技術習得の機会や、農業団体の農業先進地への視察等の支援を行います。
	②新技術等の導入支援	スマート農業など革新的な機械や技術の周知や、導入支援について、研修会、視察等を開催します。
	③農業用設備の整備支援	認定農業者等の経営基盤を強化するため、農業機械や共同施設の整備に関する事業メニュー等を紹介するなど支援を行います。
3) マーケット重視の川下戦略の支援		
①いちご、なす、トマト、葉物、えびいもなど、市内産農産物についてメディア等の有効活用によりブランド促進を図ります。さらに、「富田林海老芋」のGI認証取得を支援します。 ②市内産農産物を使用した加工品製造など、所得向上に資する6次産業化の推進を支援します。 ③市内産農産物のブランディングや販路開拓などマーケティング力強化のため、セミナー等開催などの支援を行います。	①市内産農産物の発信	いちご、なす、トマト、葉物、えびいもなど、市内産農産物についてメディア等の有効活用によりブランド促進を図ります。さらに、「富田林海老芋」のGI認証取得を支援します。
	②6次産業化の支援	市内産農産物を使用した加工品製造など、所得向上に資する6次産業化の推進を支援します。
	③マーケティング力の強化・支援	市内産農産物のブランディングや販路開拓などマーケティング力強化のため、セミナー等開催などの支援を行います。

【対応する主なSDGs】

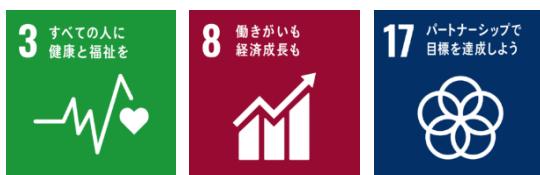


人材(農業の担い手の強化・育成)

2. 富田林農業を支える新たな多様な担い手の参入・活躍の推進

方針	取組	概要
1)後継者の育成と事業継承の支援		
	①後継者向けの研修・相談等支援	担い手の後継候補者を対象に、農業技術や経営に関する研修や相談の場を設けるなど支援を行います。
	②新規就農者等への事業継承の支援	後継候補者や新規就農者等へ円滑に事業継承が進むように、相談の場を設けるなどの支援を行います。
2)新規就農者の育成支援		
	①新規就農に関する相談・支援	新規就農者支援相談窓口において、就農に向けた段階的な支援を行います。
	②きらめき農業塾の開催支援	市内の中核農業者等による新規就農者の創出事業において、主催団体等への支援を行います。
	③新規就農者・農家後継者の定着化	就農後の定着化に向け、農業経営の相談や、生産・出荷施設等の整備や規模拡大等の支援を行います。
3)企業・団体等の参入支援		
	①企業参入の支援	大阪府や農地中間管理機構と連携した企業参入を支援します。
	②農福連携の支援	農福連携を推進するために、農業者と障がい者団体、障がい者雇用を行う企業等とのマッチングを支援します。
	③企業の副業等による参入等の支援	大阪府のアグリパートナー連携協定等の制度を活用し、副業等によって農業参入を希望する企業と、農業者とのマッチングをするなど支援を行います。
4)援農ボランティアの確保・育成		
	①援農ボランティアの確保・育成	農業者のニーズに応じて、市民等の援農ボランティアが農作業をサポートする仕組みを検討するとともに、育成やマッチング支援等を図ります。

【対応する主なSDGs】



農地(農地保全・活用)

3. 農地の保全と活用推進

方針	取組	概要
1) 農空間の適正な保全と活用		
①農業用施設・基盤整備の支援	地域の農業者団体と調整を行い、ため池や水路、農道等の農業用施設の基盤整備を支援します。	
②ため池の防災・減災の推進	大規模地震に対するため池堤体の耐震性能について、調査診断を行い、安全安心なまちづくりを推進します。	
③人・農地プランの策定・推進	農地の集積・集約化し、中心的な担い手への流動化促進を図ります。	
④遊休農地の未然防止及び解消の支援	農地情報の収集や、農地パトロール等によって遊休農地の未然防止及び解消の支援を行います。	
⑤農空間づくりプラン策定・推進の支援	農空間保全・活性化に向けた取組を進める意向のある地域団体に対し、農空間づくりプランの策定とその実現について支援を行います。	
2) 農地の有効活用の支援		
①農地の利用集積の促進	農地中間管理機構を活かした、農地利用集積を促進します。	
②農地の有効活用のマッチング支援	都市農地貸借法や特定農地貸付法等を活用し、農地の有効利用を進めるため、借したい人と借りたいとのマッチングを支援します。	

【対応する主なSDGs】

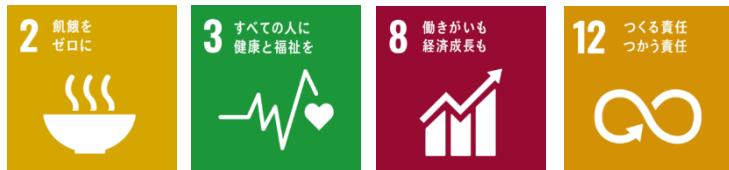


健康(農業と市民とのつながり強化)

4. 市民の健康を支え、地域産業を育てる「地産地消」の推進

方針	取組	概要
1)市民が市内産農産物を購入できる機会の充実		
①販売拠点の拡充 ②マルシェ等の販売機会の拡充	直売所、インショップ等の販売拠点の増設や充実化に向けた整備等を支援します。	
	軽トラマルシェ、農業祭などの市内産農産物の販売機会の開催を支援します。	
2)学校給食等での地産地消の推進		
①学校給食での市内産農産物の利用推進 ②福祉施設等での市内産農産物の利用促進	市内産農産物の幼稚園・小学校・中学校給食での利用率向上を進めます。	
	福祉施設等での市内産農産物の利用率向上を促進します。	
3)市内事業者との連携による地産地消の推進		
①飲食店等での地産地消の促進 ②農商工連携による事業創出の支援	飲食店や施設給食等での地産地消を呼び掛けるとともに、市内流通の仕組みを検討するなど、継続的な地産地消を目指します。	
	農業者と商工業者とのマッチングを支援するとともに、関連情報の提供や研修会などを開催し、市内産農産物を使用した商品開発等を支援します。	

【対応する主なSDGs】



健康(農業と市民とのつながり強化)

5. 市民と農とのつながりの推進

方針	取組	概要
1)市民が農に親しみ健康になる機会の充実		
	①サーファームの活用・充実化	富田林市農業公園(サーファーム)を活用した農業に親しむ機会の拡充を図ります。
	②民間による市民農園等の開設・運営の促進	NPO 法人や企業等への農地の紹介などにより、農業者も含めた民間による市民農園等の取組を促進します。
	③観光農園等の利用促進	観光農園やオーナー制度等を行う農園について、市民等へ情報提供するなど、利用促進を図ります。
2)食育の推進		
	①食育に関わる啓発等の推進	「富田林市食育推進計画」に基づき、食育に関わる啓発等を進めるために、イベント、キャンペーン、講座等を開催します。
3)学校等と連携した取組の推進		
	①「学校ファーム」の導入・活用推進	市内小学校へ学校ファームを導入し、復興米の栽培や食育等に活用します。
4)企業等の健康経営に資する農の活用促進		
	①(仮称)健康経営農園の設置促進	市内外の企業等と連携し、従業員に対する新鮮な農作物の提供や、農作業によって従業員の心身の健康増進を図る「(仮称)健康経営農園」の設置を検討します。
5)富田林農業に関する情報の発信と共有		
	①本市農業の現状と魅力の情報発信	本市農業についての理解や共感を広げるために、市内外に農業の現状や魅力に関する情報発信について、SNSを含む多様なメディアを活用して進めます。
	②市民等との共有とつながりづくり	市民や事業者等との農業者との間で、本市農業に関する必要な情報の共有を図り、つながりづくりに努めます。特に、次世代を担う若者と農業者等との連携や交流に向けた支援を行います。

【対応する主なSDGs】



6. 地球を守る農空間の持続的保全

方針	取組	概要
1)多面的機能の維持発揮		
①農空間の多面的機能維持発揮の支援	農業者と市民との協働により、農空間の維持や環境保全、多面的機能の増進を図る活動を支援します。	
②環境負荷低減農地の維持・拡充	水田でのレンゲ栽培による環境負荷低減農地の維持・拡充を支援します。	
③防災協力農地登録制度の推進	災害時の避難空間や災害復旧用資材置場等として活用できる農地の登録制度を進めます。	
2)鳥獣害への対応		
①鳥獣害対策の支援	鳥獣捕獲者の人材育成・確保や、柵、わな等の設置支援などにより、鳥獣害対策を進めます。	
3)生産緑地の適正な保全と活用		
①生産緑地の維持・保全	特定生産緑地への移行促進による農地保全と、適正な維持・管理を促進します。	
②生産緑地の活用促進	都市農地貸借法を活用した市民農園等の開設など農地の有効活用について支援を行います。	

【対応する主なSDGs】



環境(環境への貢献)

7. 富田林農業における「みどりの食料システム」の推進

方針	取組	概要
1) 環境を重視した持続可能な農業の推進		
①大阪府エコ農産物認証制度の普及	大阪府エコ農産物認証制度の周知を図り、普及拡大を進めます。	
②有機農業等の普及	農業団体による、もみ殻を利用した堆肥の利用促進を図ります。さらに、長期を見通し、自然農法も含めて、本市で可能性のある有機農業等のあり方について研究を行います。	
③地域に適した品目・品種の研究・推進	農産物の気候変動への適応を想定し、試験研究機関等を連携し、地域に適した品目と品種の研究を行います。	
④脱炭素に資する農業機械・設備等の導入検討	脱炭素に対応した再生エネルギー利用の機械や設備、農業資材等の導入促進を図ります。	

【対応する主なSDGs】



観光(観光との相乗効果)

8. 富田林の農業を活用した観光活性化拠点の育成

方針	取組	概要
1) サバーファームの観光拠点としての再活性化		
①広域観光拠点としての再活性化	富田林市農業公園(サバーファーム)を市内の広域集客拠点として再活性化を図ります。	
②市内の魅力資源との連携推進	サバーファームと市内資源との連携促進による付加価値向上と集客を図ります。	
③市内農業等との連携による産業活性化	サバーファームと市内の農業者、食関連事業者等との連携による、産業の活性化と雇用創出を促進します。	

【対応する主なSDGs】



3 数値目標

将来像実現に向けた達成度を測る指標として、以下のように数値目標を設定します。目標値の年度は中間見直しを行う5年先の令和8年度としています。

戦略	指標	現状値	目標値
		令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
1. 儲かる富田林農業の成長促進			
○認定農業者数(大阪版認定農業者含む)	121件	120件	
	16.8億円	17億円	
2. 富田林農業を支える新たな多様な担い手の参入・活躍を推進			
○認定新規就農者数(のべ数)	14人	24人	
	3団体	5団体	
3. 農地の保全と活用推進			
○農用地の利用集積率	26%	30%	
	6地区	8地区	
4. 市民の健康を支え、地域産業を育てる「地産地消」の推進			
○サバーファーム直売所の売上金額	1.67億円	2億円	
	6%	10%	
5. 市民と農とのつながりの推進			
○市民農園等の区画数	726区画	800区画	
	0件	2件	
6. 地球を守る農空間の持続的保全			
○多面交付金の地区数	4地区	6地区	
	4,720a	5,000a	
7. 富田林農業における「みどりの食料システム」の推進			
○大阪府工コ農産物の登録数	12件	15件	
8. 富田林の農業を活用した観光活性化拠点の再活性			
○サバーファームの入場者数	35,130人	114,000人	
	2.12億円	6億円	

※現状値のうち金額や比率は概数



第5章 チャレンジプロジェクト

- ・本計画は10年間の期間で第4章に掲げた施策を着実に推進していきますが、それに加えて、本市として重点的に取り組むプロジェクトを「チャレンジプロジェクト」として設定します。
- ・計画期間の前期5年間で取り組むことを想定し、後期5年間については見直すものとします。
- ・プロジェクトの内容は、最初の段階でゴールまで決め切るのではなく、企画・試行し、成果や課題を点検しつつ、状況を見て次の段階に進む方法を想定します。

①未来の富田林農業を支える“強い担い手”の育成・支援プロジェクト

■趣旨

- ・農業で生計を立てるには、「農業経営」の視点を持つとともに、生産技術の向上に限らず、販路の開拓、農業用機械の確保、市民や周辺農業者とのつながりを作ることなどが重要です。
- ・新規就農者や後継者などが、このような知識やネットワークを持ち、未来の富田林農業を支える担い手になるためには、各関係者が一体となった育成・支援体制が求められます。
- ・効果的な支援スキームを構築するなど、「強い担い手」の育成・支援に向けた取組を進めます。

■取組内容（例）

○支援体制の構築

- ・市、府、農業委員会、JA、市内農業者（先輩農業者や実行組合等）との連携促進 等

○農業塾の運営・開催に関する支援

- ・受入農業者へのサポート、サポート窓口の対応、広報、研修農場の維持管理 等

○市民参加の促進、仕組みづくり

- ・市民への情報発信（日々の活動状況、塾生募集、市民の参加体験）

- ・既存マルシェの活用、新規マルシェの開始（販売実習、PR） 等

○農業機械メーカーとの連携体制の構築

- ・連携協定の締結、中古機械の斡旋・販売 等

②富田林農業と企業等とのwin-winプロジェクト

■趣旨

- ・本市農業は、企業等や農業との距離が近いこともあります。既に企業による農業参入や農福連携などの取組が始まっています。
- ・企業や飲食など食関連事業者、団体等においては、環境、健康、福祉就労、食材調達などのさまざまな観点から農業への関心がさらに高まっています。
- ・一方、農業サイドでは、担い手不足や高齢化などにより農業経営や農地保全等が難しくなっている状況があります。
- ・こうした本市農業の問題点と企業等のニーズ等をうまく組み合わせた、農業サイドと企業サイドの両方が得をし、その結果、本市農業も活性化する取組を進めます。



■取組内容（例）

○農業への企業参入の促進

- ・広報、相談、受け入れ先の紹介・調整 等

○農福連携の促進

- ・特例子会社の参入支援、障碍者団体や授産施設等との連携支援

○農業者と食関連事業者のマッチング支援

- ・本市農業の食材調達を志向する食関連事業者とのマッチング支援
(小売店、飲食店、スイーツ店、食品加工事業者、総菜・弁当店等)

○農商工連携による名物づくり

- ・本市産農産物を活用したい事業者とのマッチング支援
- ・本市産農産物を活用した名物の商品開発や販売の支援
(例：えびいも、なす、きゅうり、ブルーベリー、いちご、トマト等)

○企業と多様な関わりの支援

- ・企業の副業と農業者との連携（パートナーシップ協定の締結推進）
- ・企業の健康経営の受け皿フィールドとしての農業者との連携
- ・企業のSDGsやCSR活動の受け皿フィールドとしての農業者との連携

③富田林農業で“子どもの未来”を育むプロジェクト

■趣旨

- ・本市には農地と宅地が隣接する地域も多く、「農業と暮らしとの距離が近い」という特徴があります。このような特徴を生かして、幼少期から農業を感じ、農や食への関心を高めるとともに、食育の推進、郷土愛の醸成等につなげることが重要です。
- ・農業者との交流、学校給食、農業体験などを通じて、子どもが農業を感じ、かっこよく憧れに思う取組を進めます。

※農林水産省が策定した「第4次食育推進計画（令和3年（2021年）3月）」においても、「学校給食での地場産物利用促進への連携・協働」、「生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」などが推進する内容としてあげられています。

■取組内容（例）

○学校給食での市内産農産物の利用促進

- ・供給促進に向けた体制検討、生産者との交流、オリジナルレシピの開発 等

○学校教育ファームにおける農業体験の促進

- ・田植え体験の推進

- ・本市特産品の生産による郷土学習の推進(えびいも・なす・きゅうり 等)

- ・学校教育ファームのサポートを行う生産者との連携(学校教育ファームサポーター制度の創設やモデル実施)

※教育委員会、各学校との連携・支援体制の充実をめざす

○企業や地域との連携促進

- ・食品製造業者や飲食・和洋菓子店等と連携した「収穫から食べるまで」の体験、料理体験 等



第6章 ビジョンの推進

1 ビジョンの推進体制

- 本ビジョンについては、庁内の関係課等と緊密に連携や調整を行うなど、市が進行管理します。
- 本ビジョンの施策の推進については、市、府、農業者、JA、市民、事業者、農業委員会の各主体が連携し、ビジョンの実現に向けて取り組みます。

2 進行管理の仕組み

- ビジョンの実現に向けては、PDCA(Plan⇒Do⇒Check⇒Act)サイクルを原則に、庁内においてビジョンの進捗状況の確認を年1回行います。
- また、本市農業に関して、関係機関からなる情報共有と相互に連携した取組を検討、実施する場である「富田林市農業推進連絡会議」を活用し、ビジョン推進に関する報告や、必要に応じて協議等を行います。
- さらに、5年目の中間見直し時(令和8年度(2026年度))においては、5年間の進捗状況、社会情勢等を踏まえて検証を行い、本ビジョンの見直しを行います。



【資料編】

資料1 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 設置要綱

資料2 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 委員名簿

資料3 計画策定の経過

資料4 用語解説

資料1 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 設置要綱

富田林市都市農業振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年5月12日

要綱第54号

(設置)

第1条 富田林市都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、都市農業振興に関する事項について検討及び協議を行うため、富田林市都市農業振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 都市農業振興に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市農業振興について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 農業団体の代表
- (2) 都市農業振興に関し識見を有する者
- (3) 農業者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の委員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定する者を代理者として出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する結果を市長に提出するまでの期間とする。

2 委嘱又は任命された者がその要件を欠くに至ったときは、その代わりとなる新たな者に委嘱又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。



3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、基本計画担当課において所管する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。



資料2 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属	役職
北野 正治	富田林市農業実行組合長会 会長	委員
浅岡 敬勝	富田林市の農業を創造する会 会長	委員
浅岡 均	農業委員会 副会長	副会長
仲谷 政一	農業委員会 推進委員	委員
山本 留似	農業委員会 推進委員	委員
小長谷 一之	大阪市立大学大学院 教授	会長
武田 重昭	大阪府立大学大学院 准教授	委員
山尾 純一	有限会社ヤマオ 菓子工房 yamao 代表取締役会長	委員
上田 和徳	社会福祉法人 大地福祉会 宙保育園 理事長	委員
塚田 洋子	大阪南農業協同組合女性会 会長	委員
森本 照美	※令和2年度(2020年度)は森本氏、 令和3年度(2021年度)は塚田氏が就任	
野本 剛久	大阪南農業協同組合 営農指導課長	オブザーバー
森口 修次	※令和2年度(2020年度)は森口氏、 令和3年度(2021年度)は野本氏が就任	
山野 和則	大阪府南河内農と緑の総合事務所 農の普及課長	オブザーバー

●委員の任期(※注釈を除く)は令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)



資料3 計画策定の経過

● 富田林市都市農業振興基本計画策定委員会の開催

回	開催日	内容
令和2年度		
第1回	令和2年(2020年) 8月28日(金)	1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長の選任 3. 委員会の公開・非公開について 4. 議事録署名人の選任 5. 富田林市の農業の概要について 6. その他
第2回	令和2年(2020年) 11月6日(金)	1. 第1回委員会を振り返り課題の整理 2. 富田林市の農業における可能性 3. 富田林市の農業における基本的方向性と具体的な施策 4. その他
第3回	令和3年(2021年) 2月18日(木)	1. 先進地事例について 2. 富田林市の各地区の農業特色について 3. その他
令和3年度		
第1回	令和3年(2021年) 10月5日(火)	1. 富田林市都市農業振興基本計画(骨子案)について 2. その他
第2回	令和3年(2021年) 12月17日(金)	1. 富田林市都市農業振興基本計画(素案)について 2. その他
第3回	令和4年(2022年) 2月下旬(書面開催)	1. パブリックコメントへの対応について 2. 富田林市都市農業振興基本計画(案)について 3. その他

● パブリックコメントの実施

実施期間: 令和4年(2022年)1月17日～2月16日



資料4 用語解説

用語	解説
あ行	
インショップ	ショッピングセンターやスーパーなどの店舗内に別の専門店や比較的小規模の独立した店舗が出店する形式、またはその店舗のこと
援農ボランティア	高齢化や担い手不足の農家を支援するために農作業を手伝う(援農する)活動。
大阪版認定農業者	農業生産の主力となる農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者等を認定し育成・支援することにより、府民へ新鮮で安心安全な畜産物を安定的に供給することを目指す大阪版認定農業者制度により認定された農業者のこと
大阪工コ農産物認証制度 ・大阪工コ農産物	大阪工コ農産物認証制度は、農薬、化学肥料(チツソ)の使用量を大阪府内の標準的な使用量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を「大阪工コ農産物」として府が認証するもの。 認証された農産物は大阪工コ農産物認証マークを表示して販売される。
か行	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと
観光農園	農業を営む者が、観光客等に生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている農園
経営耕地面積	農林業経営体が経営している耕地面積。所有者として耕作している農地(自作地)と、他から借りて耕作している農地(借入耕地)の合計面積をいう。
さ行	
・市街化区域 ・市街化調整区域	市街化区域は、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、立地基準等に適合する開発行為や建築行為以外は許可されない。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
市民農園	住民が、レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園
障害者雇用促進法	障がい者の職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律(令和元年に改正され令和2年4月1日に段階的に施行)。募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由に排除する、不利な条件を設ける、あるいは障害のない人を優先することが禁止されている。



用語	解説
食育	生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること
スマート農業	ロボット、人口知能(AI)など先端技術を活用して、省力化、精密化や高品質生産に取り組む農業
生産緑地制度	市街化区域内の農地で良好な都市環境の確保等のため、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
た行	
体験農園	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農産物の収穫体験等を、非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。
地産地消	地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、6次産業の推進にもつながるもの
地産外商	市内で生産や製造された商品を、市外で流通及び販売するもの
多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然架橋の保全、良好な景観形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動を行うことにより生ずる、食料その他の供給の機能以外の多面にわたる機能
テレワーク	情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
特定生産緑地制度	生産緑地地区の告示の日から30年を経過する農地等に対して、経過する日までに特定生産緑地に指定することで、買取りの申出が可能となる期日を10年間延長する制度
都市農業振興基本法・ 都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続や良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律(平成27年(2015年)4月施行)。 都市農業振興基本計画は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が定めた計画をいう。従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を都市に「あるべきもの」へとその位置付けを転換した。
都市農地貸借法 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律)	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律(平成30年(2018年)9月施行)。 具体的には、市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区の農地貸借が容易になった。
土地改良区	公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織。農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立する。



用語	解説
な行	
・認定農業者 ・認証農業者	認定(認証)農業者制度とは、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を市町村等が認定し、その計画達成に向けて、行政や農業関係機関が支援していく制度。目標とする農業所得等の基準により、認定農業者制度と認証農業者制度に分かれる。
農業委員会	市町村に設置されており、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会をいう。
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、十分踏まえた上、その目標に向けて農業経営を改善するものに対する農地の利用集積、経営管理の合理化などを目的として制定された法律
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積30a以上、(2)農作物の作付け面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350m ² 、採卵鶏飼養羽数150羽等)、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの
農業振興地域	都道府県が総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を指定し、農業の健全な発展を図るもので、また、区域での農地転用は禁止されている。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組
農林業センサス	日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。
は行	
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
ま行	
マルシェ	フランス語で「市場」の意。その地域において自ら生産した農産物、水産物、畜産物、加工品、工芸品等を持ち寄り、複数の商人が集まって開催されるもの
ら行	
6次産業化	農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組
A~Z	
AI	Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)の略で、人工知能のこと
DX	デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。デジタルトランスフォーメーションの略。



用語	解説
GAP	Good Agricultural Practicesの略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと
IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと
TPP	環太平洋パートナーシップ(Trans Pacific Partnership)の略。アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企业の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと



富田林市 農業振興ビジョン

編集・発行／富田林市 産業まちづくり部 農とみどり推進課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

TEL:0721-25-1000(内線 443)

FAX:0721-25-9037

Mail:nou@city.tondabayashi.lg.jp